

IV 多数講和の選択

対日講和問題をめぐる報道振りと各国の動向について

付 記 昭和 24 年 11 月 4 日 追加資料

極秘

対日講和問題に関する最近の動向 二四、一〇、二九

米英仏三國外相会談を契機として対日講和の早期締結の可能性が喧伝えられている。右可能性を判断する資料として、早期講和に関する最近の報道をここに整理することとする。

一、米國の態度

米國の対日講和に対する態度は極めて慎重である。三國外相会談においては主として英國側の要請によつて対日講和問題が討議せられたものと思われ、米國としても、問題の緊急性については異論はないようであるが果して早期講和（場合によつてはソ華を除く單獨講和）の決心を固めたか否か、は疑わしい。

1、対日講和はこれ以上延ばすことのできないところまできた。日本としては正式の講和が結ばれ主権が回復されねばどうにもならない数々の緊急問題に直面している（一〇、二〇、朝日、鈴川特派員、ケナン氏言）

日本が正常のメンバーとして國際社会に復帰することは日本の經濟復興にとつて、いま、絶対に必要である（同右、グリーン氏言）

2、米政府としては万難を排し——ソ連を除外しても——対日講和を結ぼうとする固い決心をもつに至つている。その時期については講和條約の起草を、おそくとも五カ月以内（予備交渉はそれ以前）に、締結をおそくとも十カ月以内というところに大体の目標をおいている（同右、鈴川氏意見）

3、両外相（米、英）は対日講和條約の締結は緊急の問題であるという点では意見が一致したものの、少くともここ当分はソ連を抜きにして

交渉に入る用意は出来ていなかったようである。

ワシントンの政策立案者たちは、十一カ國による講和会議が近い將來には実現不可能と信じており、それに代る政策を進めている、それは「條約なき講和」政策である（一〇、三、U S ニュース・アンド・ワールド・レポート誌特派員ジョセフ・フロム）

4、対日講和問題はアチソン、ベヴィン、シューマン米英仏三國外相が緊急に対日講和を起草する必要があると意見一致しておりながら、一般的な再検討以外にはまだなんら具体的な動きは出ていないという状態であり、日本をなんらか西独と同じような形にもつてゆくという予想の下にここ二三カ月は情勢を見送る政策が続けられるであろう（九、三〇、寺西共同特派員）

二、英國の態度

英國の対日講和に対する態度は米國より積極的である。事実上米國一國による対日管理を早く終了させることは、英國の以前からの希望でもあり、連邦諸國の強い要請に応えるゆえんでもあるから、早期講和は英國の熱望するところである。しかし、英國としては自ら対日講和のイニシアティブをとりうる立場にないから米國をどの程度今回の会談で動かし対日講和の準備を進めたかが結局問題になる。

1、ロンドンからの外交電報は次のような原因によつてこの異常な発展を見るに至つたものと説明している

- (1) 今にして防がなければアメリカの日本占領は永久的なものとなり、他の連合國をのけものにするようになるとの疑心をいだいている連邦諸國からの圧力が最近イギリスに対して増大しつつあること
- (2) 英經濟家の主張するところでは、日本は英の商業拡張に対しては肥沃な分野を提供しているが、現在程度のアメリカ援助が続行し、そして日本の商業関係が米國によつて管理されている間は、英國は日本市場から閉め出しを食うおそれがあること
- (3) ベヴィン自身は、彼の親米政策が非難されるのを防ぐために一つ

の言い訳を必要とすること、極東問題を最初に持ち出せば、英が米から独立しているということを示す別に害のない機会に恵まれること（九、二六、ニュースウィーク、ワインタル記者）

2、英外務省スポークスマンは、三日「英國は対日講和問題についての新政策を決定した。対日講和問題を取りあげるためのある計画についてはすでに意見の一致をみている」と言明した（一〇、三、ロイター、ロンドン発）

三、三國外相会談の成果

三國外相会談の成果については、九月十七日の三國共同声明だけでは正確には把握できない。声明から推測して、三國外相が対日講和の緊要事であること、及び対日講和の行詰り打開に努力すること、には意見が一致した模様であるが、討議を開始すべき時期、條約の内容、締結の手續等については、どの程度のことが決定せられたかは、不明である。

- 1、米英仏三國外相は、十七日の会談で極東における諸問題をとりあげ、これをあらゆる角度から検討した結果、三國外相は極東に現存する情勢についての三國の見解及び現情勢に対処する方式について完全に意見が一致していることを発見した。（九、一七、三國共同声明）
- 2、三國外相は対日講和條約の行詰り打開に努力することに意見一致した（九、一七、U P、ワシントン外交消息筋のコミュニケに対する解釈）

三國外相会談では講和條約締結が今や緊要事であるということには意見が一致した、又條約の内容や締結の手續についてもアチソン、ベヴィン両氏の意見は一致している（一〇、一九、ヘラルド・トリビューン、オルソップ）

四、講和の手續

米英側が従来主張をまげ、ソ連の主張する會議方式に屈する可能性は全くない。対日講和が促進されるとしても、一応、十一カ國全部に招請状が発せられることは、ほぼ疑ない。ソ連がこれを拒否した場合、ど

うなるかが問題であつて、その場合にも、ソ華を除いても対日講和を推進するかどうかは大いに疑問である。

1、アメリカとしては今もなお対日講和條約の起草はソ連の主張するよ
うに五大國のみによつてやる仕事ではなく、日本に対する降伏後の政
策はあくまで極東委員会に参加している十一カ國によつて決定すべき
だと考えている（九、一四、アチソン長官記者会見）われわれは対日
講和條約の起草が四國外相會議に一任されるよう要求するソ連の主張
を受諾するつもりはない。講和條約の起草に当つては対日戦の責任を
分担したあらゆる國家がこれに参加すべきであると考え（一〇、一
九、ベヴィン外相議會答弁）

2、会談者間で一致したのは次の点であつた、出来る最短期間内に（二
カ月から六カ月の期間）合衆國は英國に渡す條約案を準備すること、
そしてこれに伴つて起る会談は両者とも外交機關を通じて行われ、両
者ともいづれも勝手に他國と相談することは自由であること、であつ
た。條約案に関して意見の一致に到達するやいなや合衆國はソ連、中
國を含む他の太平洋諸國に招請狀を発する予定である。米英消息通の
みるところでは現在の状況ではソ連、中國ともにアメリカの招請狀を
おそらく受理することはなかろう。また、たとえ受理しても兩國とも
目下腹案中のような條約には同意することはなかろうとみている。中
國とソ連を除いた條約がかくして結ばれることになろう（九、二六、
ニューズ・ウィーク）

3、アチソン、ベヴィン両氏はここ二三カ月内にソ連の態度を、も一度
探つてみるという結論に達した。その場合ソ連が態度変更を拒むとき
は根本的に新しい行き方について「非常に重大な考慮」を拂うだろう。
米英兩國は共同で他の諸國を招集し、條約はソ連の拒否権にわずらわ
されることなく立案されるであらう（一〇、一九、ヘラルド・トリビ
ューン、オルソップ記者）

4、講和會議の目的は講和問題に関係あるすべての國の意見をまとめる

ことである。このことは二年間に亘つて問題となつてきたところであ
る。右の目的が實現されない場合どうなるかについては何も云うこと
ができない。（アチソン）

五、條約の内容

條約の内容については、どの報道も日本の安全保障についてふれてい
るだけであつて全般的問題についての記事はない。特に、政府筋からの
発表が全然ないので、採り上げる意味がないが、一応、再録する。大体
の要旨は、日本の防衛は、日米防衛協定ないし日米軍事基地協定によつ
てなされるだろうということである。しかし、この報道は、何れも單獨
講和の場合を前提としている。

1、合衆國の会談者達は、アメリカの基地及び駐屯軍の維持を保障する
條項を挿入することは望ましくないと思つていた。むしろ、彼らは米
日相互防衛協定を許可する條約の條項を希望している。英國側はこの
考えには煮え切らない態度をとつていたが、おそらくはこの線に歩調
を合せることになろう。（ニュースウィーク）

2、日本に対し完全な主權が與えられる、米軍撤退は日本軍事協定の形
式により軍事基地を設けるということで解決される（一〇、一九、オ
ルソップ）

3、米國がどこに基地をもち、どういう方法で日本を保護するかは分ら
ないが、米國はいざという場合、手を拱いていることは絶対にないだ
ろう（鈴川特派員発、グリーン氏言）講和後の日本の安全保障につい
ては米國は、はつきりした確信をもっている（鈴川氏意見）

4、日米軍事基地協定の可能性が多い（一〇、四、共同、ヘンスレー）

（付 記）

二四、一一、四

対日講和問題に関する最近の動向 その二

追加資料

- 1、ワシントンの官辺筋は三十一日、対日講和條約を起草する試みは中共承認に関する極東諸國の態度がきまるまで待たねばならぬことになると言明、連合諸國が中共承認について同一の立場をとらぬ限り講和條約の討議はほとんど不可能になると述べた。(INS、ワシントン三十一日)
- 2、三十一日、確かな筋から知り得た所によれば、米英兩國は出来るだけ早い機会に対日講和問題の討議を再開することに決定した模様である。・・・ワシントンの空氣では、たとえソ連の参加問題が法律上困難な問題であるとしても、ソ連の参加不参加にかかわらず対日講和の交渉をこの時期に推進すべきだとの意見が強くなっている。(ニューヨークタイムズ特派員ジェームス・レストン、三十一日)
- 3、アメリカ國務省官辺筋は一日、國務省が現在対日講和條約の起草を準備していることを明かにするとともに、これを大体二カ月以内に完了した上、條約草案を關係諸國政府に提出したいとの希望を表明した(AFP、一日ワシントン)
- 4、アメリカ國務省スポークスマン、マクダモット氏は一日の記者團会見で、アメリカ、イギリス兩國は対日講和問題の討議を出来るだけ早く再開することに決定したとの新聞報道について次の通り言明した。

アメリカ政府はこれまで対日講和問題についてベヴィン、イギリス外相のほか何れの國の当局者とも討議したことはない。アメリカ政府としては、対日講和という困難な問題をいかに処理するかについて政府部内の意見をまとめるため終始努力をはらっているが、これまでのところアメリカ政府専門家は対日講和について実効的な成案は得ていない。アチソン國務長官は、去る九月十四日の記者團会見で対日講和條約の締結には幾多の困難がともなうと述べると共に、ベヴィン、イギリス外相のワシントン訪問を機会に同外相と対日講和問題を討議したことを明かにしたが、対日講和問題をめぐる情勢はその時以来、全然変っていない。(ワシントン、一日発UP)

82 昭和 24 年 11 月 4 日 吉田外務大臣より
各連絡調整地方事務局宛 (電報)

対日講和問題をめぐる各国の動向について

本省 11 月 4 日 16 時 50 分發

合第 329 号

対日講和問題の最近の動き

- 一、ニューヨーク・タイムズのワシントン特派員ジェイムズ・レストンは対日講和問題について、十月三十一日「確かな筋から知り得たところによれば、米英兩國は、できるだけ早い機会に、対日講和問題の討議を再開するに決した。それについて、二つの困難な法律上の問題に直面している。一つは、対日講和会議をソ連の参加なくして開くことができるかどうかだが、ワシントンの空氣では、ソ連の参加不参加にかかわらず、対日講和の交渉をこの時期に推進すべきで、日本の降伏にはソ連はほとんど貢献していないとの意見が有力になつている。第二は、中共政權と國民黨政府のどちらが中國を代表するかである。さらに、軍事面について、連合軍が撤退した場合、ソ連とその手先の日本共産党に有利な空白が生じはしないかが問題になつているが國務省当局筋では、日本共産党は、占領政策の継続と總司令部の指令で行われている經濟政策に抵抗を示すことによつて、かえつて立場が有利になつているとの見解を述べている。又中國における國民黨軍の敗北と、東南アジアにおける民族運動の抬頭によつて、米英側は、近い將來に日本に対して長期的な軍事占領以外の積極政策をとることを明白にしなければならないとの考えが強まつている。」との趣旨を報じた(二日朝日参照)。
- 二、これを追いかけてAP及びAFPのワシントン電は、國務省筋の言として「米國限りの條約草案が二カ月位で完了され、英國その他の關係國に提示されるだろう」と報じ、ロンドン三日AP及びAFPも、英國官辺あるいはロンドンの米國外交筋からの情報として同様の趣旨を報じ、こ

れに関連して、AFPは、「中共政府は三カ月以内に米英両國によつて承認される可能性あり、その上で両國は、ソ連、中國及びフランスの政府に対し極東委員会の枠内で対日講和條約を商議するよう招請することになろう」と報じている。

三、これ等の報道を入れて、ロンドン証券市場では、日本債が暴騰し、一九三〇年債の如きは三・五ポイント上つて、三九ポンド二分の一から四三ポンドにはねあがつた。

四、しかし、國務省スポウクス・マンは一日「何も新しい發展はない。ニューヨーク・タイムズの記事も、九月十四日アチソン國務長官が記者会見で述べたところ以上に出ていない」と述べ（一日USIS）又「近い将来に対日講和條約について何等決定を見ることはあるまい。米國案ができたにしても、それは條約の草案の準備ができたということを意味しない。」と述べた（ワシントン三日UP）（九月十四日のアチソンの言明とは、米英外相會議のあとの記者会見で、対日講和の緊急性についての意見を求められて「米國は、二年前に、これが緊急事であると考えた。今でもそう思う。英國外相も同意見である。何か新しいやり方が考えられるか、問題全般について再検討中である。」と答えたものを指す。）

五、なお、ワシントン四日APは、三日の極東委員会の會議が十二分で閉會されたことに引つけて權威筋の談として、「対日講和の問題が動き出しそうだという噂のため、各代表も、山積している懸案の何れもまじめに取り上げる氣にならないのだ」と報じ、又「代表達は、今後数カ月間に、講和會議の開催が強力に推進されることになるだろうと語っている。」と報じた。

83 昭和24年11月15日

対日平和條約の諸問題

対日平和條約の諸問題

（欄外記入）
最近対日平和問題をめぐつてしきりに外電が入つて来ている、わが國として平和條約は過去四年来待望してきたものであり、かつわが國が新しい平和國家として正式に國際社会の一員となるための出発点ともなるものであるから、この機運の一日も早く結実することが望まれる、しかしこの機運は從來の國際情勢から判断して、一部の國を除く米英諸國との多数平和に進展するかも知れない、だから日本としては、狀況の如何により全部の國とではなく、その内の多数の國との間に多数平和が実現する場合のことも考えておく必要がある、果して実際に多数平和となるかどうか、また、多数平和の場合、平和條約の内容は全部の國との平和と比べてどのような相違があるだろうか、これらの点については次の如く考察される

対日平和條約のための會議は、主として從來、會議方式すなわち手続き上の問題についての見解が一致しなかつたために、行詰りの状態であつた、現在といえども、この困難が解消したわけではない、それにもかかわらず、今後対日平和が推進されるとすれば、從來と同じく會議の方式等の問題、條約の内容の問題その他に関して關係各國の間に一致点が見出されることが容易でないことが予想せられるから、最終的にいかなる形式で平和條約が出来上るかということを現在予測することはきわめて困難である

まず、はたして多数平和が実現されるかどうかについて、問題となるであろうと思われるのは、一九四二年一月一日のワシントンにおける聯合國共同宣言であつてこれによれば「各政府は・・・敵國と單獨の休戦または講和をなさざることを誓約する」と約束されている、また一九四三年十月卅日の米英ソ華共同宣言では「右四國中共通の敵國と戦争しつある國は該敵國の降伏および武装解除に関する一切の事項につき協同して行動すべきこと」が約

束されている

これらの宣言は関係連合國の問題であつて、その解釈については、日本人の関知する限りではない

しかし、他面、全部の國との間の平和をいちじるしく困難にする原因は多い、米ソ関係が現在より好転し、両國間の空氣がいちじるしく緩和されればともかく、今日の情勢が続く限り、従来の経緯に鑑み全部の國との間の平和の実現する可能性は少いといわなければならない

さらに、この可能性を一層少くする他の有力な原因となるものに、中國における中華人民共和國の成立がある、今日の段階においては、中共政權を承認している國家は、ソ連およびその衛星國のみであるが、英國による事実上の承認近かるべしと伝えられ、さらに、インドによる承認も問題とされているようであるが、しかし、アメリカによる承認は今なお全然予想がつかない、このような情勢下にあつては、仮に中國代表として中共政權代表が平和會議に参加することとなつても、中國の地位は他の諸國との関係において複雑な問題を残すこととなろう

またもし國民政府代表を中國代表と認めた場合は、英國が伝えられる如く事実上の承認を中共政權に與え、インドがこれを承認した暁において、対日平和に関し最も発言権を有する國のうち二つの國の、この中國代表に対する関係は解決されえない、そのみならず、かくして締結される平和條約を、中共政權がそのまま受納するとは限らない

畢竟、中國代表の問題は、會議の開催に直接影響ある問題という意味でも解決困難な事項といえるであろう、多数平和の中に中國を如何にうまく取扱ひ且つあと腐れなく入れ得るかということこそは、今次対日平和問題の最大のやまの一つであると思われる

多数平和の可能性はかくしてかなり多いとも見られるが、同じく多数平和でも、それに至るまでの経過から、いろいろな場合が考えられる、すなわち、最初から一部の國を除いた會議が開かれて條約の出来る場合、全部の國を含む會議が開かれても、一部の國が條約に調印しない場合、あるいは議事がま

とまらぬため途中で脱退する場合等が考えられる、多数平和といつても、これらのどの方式に落着くかによつて、條約の内容そのものにもかなりな変化が予想されうるのである。

かようなわけであるから、多数平和の場合、平和條約の内容が全部の國との平和の場合とどのように相違するかという問題に至つては、これを現在予測することはきわめて困難である、しかし、概していえば、安全保障の問題と條約不参加國との関係を除いては、あまり大きな変化はないであろう

安全保障の問題については、多数平和の場合、理論としては條約不参加國との間に戦争状態が残るということになる、もしソ連が多数平和に参加しないと仮定すれば、日本の國際連合加入による集團保障もソ連の拒否権の行使にあうことを覚悟せねばならぬので實際上不可能となると考えられるし永世中立という方式も、ソ連の保障がえられない場合を考慮すれば実現困難となり、まったく異つた立場で日本の安全保障を考えなければならなくなる、このように、結局多数平和と全部の國との平和の内容上の最も重大な相違点は、この安全保障方式の問題に帰着する、これ以外の点については

- (1) 一部の國が参加しない場合は、その國の主張が條約に入らないし、その國に關係する問題で、他の連合國が日本のために解決してやろうとする問題は解決できない
- (2) 不参加國が後から條約に加入しうる余地を残す場合には、その國の主張で連合國のすでに一応認めているものは條約に入れられるであろう、その場合には全部の國との平和の場合と内容はあまり変らない

つぎに、多数平和の場合における日本の地位はどうかというと大部分の連合國との間に外交關係が成立し、日本は國際關係において自主性をもちうるに至るし、また、通商上も大部分の連合國との關係は一層自由になり改善される

なお條約不参加國との關係は現在のままの法律上の戦争状態が続くわけであるが、平和會議における状況にもより、また一般にその当時の國際關係にもよるが、政治的に現在よりいちじるしく悪化するものとは予想されない

以上は多数平和と全部の國との平和の問題の概説であるが、その見通しはきわめて困難である、最近の報道によつても、この問題について既定の方針はないようであり、米英兩國は全關係國を参加せしめ、全部の國との平和を作るため最善の努力を拂うものと思われる

アチソン國務長官は、「平和會議の目的は、講和問題に關係あるすべての國の意見をまとめることである、このことは二年間にわたつて問題となつてきたところである、右の目的が實現されない場合、どうなるかについては、何もいうことができない」と述べているが、この言葉からも右の事実は裏書きされる

しかし、結局平和條約が全部の國との平和になるか、多数平和となるかの問題は、一にその時の國際情勢によつて決まるものという以外に、いずれとも判定しえぬのが実情である

対日平和條約の問題には、上述の如く多くの解決困難な事情が伏在しているが、非武裝の平和國家としての新しい日本を創造することに反対の國はないであろう、日本もまた、かような性格の國家たらんと、かたく期しているのである、この意味で、多くの懸案は必ずしも調整しえないものであるまい、ソ連もまた、五月のパリ會議以来、しばしば対日平和の促進を唱導して來ている、今日となつては対日平和問題が手続きとかその他の些細な問題で簡單に行き詰るというようなことは世界平和保持のために執らざる所であろう、日本國民は、全部の國との平和か多数平和かの議論を離れ、合理的平和條約が一日も早く締結されることを念願する点においては一致していると思う

(欄外記入) 政務局政務課 昭和二十四年十一月十五日

84 昭和 24 年 11 月 17 日

対日平和條約をめぐるソ連の立場に関する私見

極秘

講和條約に対する私見 (二四、一一、一七) 曾 野

講和促進の氣運強化されるに当り、ソ連の外政々策と関連して若干卑見を述べると、次の通りである。

一、ソ連が全世界の赤化を究局の目標としていることは周知の通りである。

従つて日本に対してもソ連はいささかなりとも日本赤化の足がかりを減少させることなく、むしろできればそれを増大させるための手を打つてくる。講和條約の問題についても同様であつて、ソ連としてはそうした日本赤化の足がかりをなるべく増大させるような條件を希望し、それを根底から覆えず如き講和條約の内容には絶対に賛成するはずはない(すなわちソ連は日本を米國の勢力圏として承認する態度はあくまで回避する)。

しかもこうした日本赤化の足がかりはソ連によつては、單に外交面においてのみ考えられるのではなくて、同時に内政面においても考慮され、さらに両者は一体化して決定されるのである。だから講和條約の内容、その後における日本の在り方の問題も、ソ連との關係においては、外交、内政両面から研究されねばならない。

既に六月二十七日付調査局時事解説第四号で報告した日本共産黨の講和綱領(それは完全にソ連の主張と合致している)を見れば、ソ連の提唱する講和條約の内容がいかなるものであるかが明かである。すなわちソ連としては対日講和條約を日本に対するソ連の斗争手段と考えているのである。(注 — ソ連にとつては條約一般は神聖なものではなくて、常に國際斗争手段である)。

二、だから本来ならばこうしたソ連を包含すべき講和條約の内容を研究するに當つては、講和條約の形式(全面講和か單獨講和か)を主とすべきか、

その内容（日本の在り方、安全保障その他）を主とすべきかについて前提を確定しておく必要がある。

もちろん一番の理想としては、形式と内容がいずれも十分に満されるならば問題はない。しかし現実の情勢を直視すれば、それはどうてい不可能である。

そこで次の問題はいずれに重点をおいて他を犠牲にするかである。この点を決定するためには、具体的にいえば、全面講和を成立させるために日本の在り方や安全保障の問題を修正するか、後者を確保するために単独講和で満足するかを決定すべきである。

ところが、日本の在り方や安全保障の問題は、もはや抽象的な観念論で決すべき問題ではない。冷厳な世界の現実、日本が民主主義に止るか、共産化に委せるかを決定せずして、この問題に回答を與えることを拒んでいる。安全保障の問題も、單に領土保全とか主權の尊重とかを列國が承認するかどうかの問題ではなくて、現実に日本の政治体制を民主主義に止めることにあらねばならない。

日本の安全が保障されての講和條約であり、講和條約があつての日本ではない。この考え方の混乱に乗じて、ソ連は自己に有利な條件を把握しようとしている。

従つて、もし日本が民主主義の陣營に止るべしとするならば、日本の赤化が内外から防止されるような條約内容——これを國際的にいえば日本が完全に米國圈に入ることを意味する——に基準をおいて、それにソ連が参加すれば結構であるし、ソ連がこれを拒否すればいたし方ないということにせねばならない。もちろん全面講和は望ましいから字句の上での修正程度ならばソ連を喜ばせてもよいが、ソ連を加えるために内容の基準を変更することは、恐るべき結果をもたらすであろう。

かくて、安全保障の問題を重視し、かつ形式を問わずなんらかの講和條約の成立が望ましい限りにおいて、單独講和以外に成立する見込がないばかりか、それこそ米ソ対決の情勢を前提とする日本の差当りの在り

方である。

三、以上の如く論じるとき、それでは日本は必ず戰禍に捲き込まれるから、そんな立場よりも中立の方が安全であると議論が出る。

もとより中立というものが望ましいことはいふまでもないが、既に時代はヴェルサイユ當時ではない。マルクス主義の階級斗争觀を國際的に適用するソ連の立場からすれば、いくら日本から米軍が撤退しても、それだけで日本を中立と看做すわけではない。日本の政体が民主主義である限り（すなわち共産党が政權をとるか、あるいはそこへの過渡的段階としての人民民主政權が成立しない限り、換言すれば日本が赤化しない限り）日本はソ連にとつて敵であり、中立ではありえない。これに反して日本が赤化すれば、日本は米國にとつて敵であり中立ではありえないのである。要するに、現情勢の下において中立なる考え方は存在する余地がないのである。日本の外交政策宣明に際して中立を標榜することは差支えないが、政策立案に際してはそれが現実にはありえない地位であることを十分考えておかねばならない。

こうした見地からソ連が主張し、先般も野坂が吉田総理の演説に対する批判として述べた「中立の確保」の要望を検討してみる必要がある。このことは日本の中立——すなわち米軍が当然に撤兵し、反共治安対策も行われない日本の在り方——ということが、ソ連にとつて今後の日本赤化のための斗争手段としてきわめて有利であるからに外ならない。だから日本が中立を宣言し、ソ連がこれを保障しても、それが現段階の戰術にすぎないことは、日ソ中立條約に対するソ連のやり方を反省してみれば明らかである。

四、このようにして本官は、あくまで日本の民主主義防衛の見地より講和條約の内容を決定すべきものと考え、それが日本を米國の「植民地化」するものであらうとも、現段階の情勢下では致し方ない。全世界を見渡しても、すでに實質的に獨立主權を保っている國は米ソ兩國の外には一つもない。いなかえつて米國の植民地にならぬ限りは、ソ連による「植

民地化」が待っているといつても過言ではない。要は、いずれが日本民族にとって幸であるかを択ぶべきだけであるし、またたとえ日本人がソ連を択べば、米國は交戦体制を継続するだけである。

本官は、日本のおかれた現実の立場と日本の望ましい在り方が合致することを信じ、日本側としても、それを強力に推進することこそ最も賢明な講和方式であると考えている。そうすることによつて（例えば対ソ関係において日本が完全に米國と同調でき、また例えば西独も米國と同調できれば）、かえつてソ連の民主主義破壊工作と平和攪乱を不可能にする一条件が実現し、もつて平和の維持に役立つべきを信じるものである。ただし、こうした日本の在り方を前提として、米國に対して最大限に日本の要望実現を迫る（その見地は日米の利害合致の根拠に立脚して）べきことはいふまでもない。

85 昭和 24 年 12 月 2 日

経済援助協定締結に関する要望事項について

極秘

経済援助協定締結に関する要望事項（二四、一二、二）

- 一 経済援助はわが国の自立経済達成を目的とする相当長期のものであること。
- 二 またわが国の経済が東亜諸地域経済と相互補完の関係にあることを認識し、わが国の工業力の利用によつて東亜諸地域の開発と経済復興に寄與すべき可能性を原則的に認め、かかる認識に基いて漸次わが国とこれらの地域の間の貿易量を拡大することに考慮を拂うこと。
- 三 わが国の主権と独立を尊重し、経済援助が内政干渉に至らぬこと。（大体経済九原則の程度とする。）
- 四 援助の内容を物資、サービス、技術的情報に限らず、直接ドル資金を供

與し、わが方が米國側と協議の上作成した輸出入計画に基く輸入資金にあてること。

五 見返資金の機動的、効率的使用を認めること。

六 援助資金支出による物資の輸送にあつては、運賃を節約するため日本船による輸送を認めること。

86 昭和 24 年 12 月 2 日

講和に関する所見

講和に関する一所見

- 一、講和条約は全面だとか單獨だとか議論はあるが、單獨でもやらなければならない事情があればそれも已むをえない、然しソ連及び中共との講和の望みを絶って終うような形式、内容の單獨講和は考物だ
- 二、それには單獨講和ををするとしても
 - (イ)ソ連及び中共との講和商議の途をあけておくことが必要である
 - (ロ)ソ連及び中共との講和の途を閉ぢる結果となる重なる問題は駐兵（撤兵）の問題だと思われるが、英米との講和の際に日本内地に駐兵を許すことにして終えば、ソ連との講和は望みなきに至ることあるべきを注意せねばならぬ
- 三、然し以上の問題より更に更に大きな問題は、戦争を抛棄し、将来に亘り完全に武装を撤廃した日本の安全保障をどうするかの問題である。これは一時の便宜などで決定するには余りに大きな問題である。
- 四、(イ)日本の安全を特定國（一國又は數國）との同盟によつて維持せんとする考えは、日本を戦争に引込むことになるもので、日本の憲法とも、また平和日本の理想とも矛盾するので取るべきでない（またこれは結局日本が比島の如き地位になる譯でもある）

(ロ) 國連に参加することによつて日本の安全を保障せんとすることは、
國連の無力その他の理由で、これまた不可

(ハ) そこで現在の日本としては、講和と同時にあるいはその直後に『中立を中外に宣言し（或は永世中立國の場合のように条約により）中立が侵犯せらるる場合に隣接強國が介入する如き仕組』を作ることが望ましい、而してこの場合隣接強國とは米國であることは勿論である

五、平和日本、非武装日本は米國から守つて貰わなければならぬが、以上の理由により中立と両立する方法によつてそれをして貰うことが必要である、これは虫のよい案のようであるが、そうすることは單り日本のためばかりでなく、大局的に見て米國の利益でもある、なぜならば日本を平和國家に育てて行くことは米國の方針であり又理想でもあつて現に戦争抛棄の一条を憲法に挿入せしめたのも米國であるとのことであるからである

六、若し米國が(イ)条約実施の保障として日本に駐兵するとすれば、ソ連、中國との講和は望み薄となるし、(ロ)外國からの侵略にたいし日本を守るといふ見地から内地に駐兵し或は内地に基地を設けるとすれば、それは日本の中立という立場と両立せず、日本を戦争に捲き込む危険があるばかりでなく、不必要に悪宣傳に利用せらるることになると思う

七、日本の駐兵の問題につき、マ元帥とアイコバーガー中將の意見は必ずしも同一でなかつたようにも聞いたが、それは何れにしても新聞の報道によると、國防省と（十一月十七日発行朝日新聞所載ワシントン発 A. P. 電報「米陸軍省の意見」）と國務省（十一月二十三日ニツポン、タイムス “Allied Vigilance Over Japan...”）の意見は、この点について必ずしも一致していないように見える

八、日本として最も希望すべきところは、國務省意見として伝えらるるところのものだと思う（前記ニツポンタイムス所報参照）

九、日本の中立論については種々論すべきところはあるかここには略する

一〇、日本の國連参加については、日本の中立的立場を害しない条件の下に参加出来るならば参加すべきもので、日本の國連参加は政治的の意味よりも文化的社会的經濟的の意味に重きが置かるべきだと思う

以上

昭和二十四年十二月二日

編 注 本文書は有田元外務大臣が作成し、吉田総理に宛てたものである。

87 昭和 24 年 12 月 3 日

多数講和における安全保障の基本方針について

極秘

マジョリティ・ピースにおける安全保障に関する基本方針案（改訂版）

二四、一二、三

わが国が戦争を放棄し武力を全く有しないことに鑑み又連合国が二大陣営に対立し全連合国との間の講和條約の成立が不可能となり、米側諸国との間のみ講和條約が締結される状況に鑑み、わが国の安全保障は、実質的には米側諸国にこれを委ねる方針を採る。

しかしながら、その形式については、

対外的には、

(イ) マジョリティ・ピースに後日ソ連中国が加入し、全面講和に發展する可能性を全く失わしめないこと。

(ロ) ソ連に非難攻撃の理由を與えやすいものでないこと。

対内的には、

(ハ) 憲法と両立するものたること。

(ニ) 自主独立の体面をなるべく傷つけないこと。

(ホ) 国民に反米感情を起させやすいものでないこと。

(へ) 戦争にまきこまれることを回避しようとする強い輿論と全く対立するものでないこと。

右基本方針に基く安全保障の方式は次のごとくである。

一 講和條約において締約国をして、日本の独立並びに領土及び行政の保全の尊重を規定させるとともに、外部からの侵略を防止排除するための措置を講じさせる。

二 国内治安維持のため米側の手を借りることは、日本の自主性を損い、いたずらに反米感情を起させる虞れがあるのでこれを避け、自力をもつて治安を確保することを方針とし、そのために必要な陸上、海上の警備力の充実を認めさせる。

三

(一) 二の條件が認められることを前提として、日本領域内の駐軍、軍事基地設定はなるべく回避する。

(二) 諸般の情勢により、日本領域内に駐軍、基地設定がなされるときは、

(イ) 日本本土内をなるべく回避し、周辺諸島に限るが、やむを得ぬ場合には本土内の駐軍地点を限定する。

(ロ) 名目は條約履行確保の目的と外部からの脅威に対する警戒との目的をふくめた適當のものとする。

(ハ) 基地設定は、駐軍の事実上の結果にふくませ、條約に特記しない。

(ニ) 駐軍の主体は、米軍とする。

(ホ) 期間は短期に限定する。

(ヘ) 駐軍の根本原則は別個の協定とせず、講和條約に規定せしめる。

88 昭和 24 年 12 月 3 日

割讓地の經濟的財政的事項の處理に関する陳述

極秘

割讓地に関する經濟的財政的事項の處理に関する陳述

二十四、十二、三

一 日本は今次の敗戦の結果朝鮮、台湾、樺太、関東州等を放棄することとなつた。これらの地域は面積的には旧日本領の四三・五%、人口的には旧日本総人口の二九・二%を占め、これら地域に在住していた日本人（内地人）は、朝鮮七十万（一九四四年）台湾三十四万（一九四〇年）樺太四十一万（一九四〇年）関東州二十二万（一九四三年）計二〇〇万に垂としており、その統治期間は短きも二十年余、長きは半世紀に及んでいた關係上、これら地域と日本本土との間には当然經濟上、財政上種々なる密接な關係が存した次第であり、従つてこれらの地域の分離に伴い調整を要すべき種々の問題を残している。これらはいずれ来るべき講和條約において「割讓地に関する經濟的財政的規定」として規律されることと察せられる。吾人としては連合国側が本件を考察されるに際し先ず次の根本的諸点に注意を拂われることを要請する。

(一) 先ず指摘したい点は、日本のこれら地域に対する施政は決していわゆる植民地に対する搾取政治と認められるべきでないことである。逆にこれら地域は日本領有となつた当時はいずれも最もアンダー・デヴェロップトな地域であつて、各地域の經濟的、社会的、文化的向上と近代化はもつぱら日本側の貢獻によるものであることは、すでに公平な世界の識者——原住民をも含めて——の認識するところである。そして日本がこれら地域を開発するに当つては、年々国庫よりローカル・パデツトに対し多額の補助金をあたえ、又現地人には蓄積資本のない關係上、多額の公債及び社債を累次内地において募集して資金を注入し、更に多数の内地会社が、自己の施設を現地に設けたもので

あつて、一言にしていえば日本のこれら地域の統治は「持ち出し」になつていたといえるのであり、この間の事情は別に提出した資料に詳述してあるところである。(ジャパニーズ・アセット・アンド・ライアビリチーズ・イン・ザ・デタッチト・テリトリーズ)

現地人の所得の向上、生活水準の上昇も日本領有以来のことに属し、従つて経済的、社会的分野に関する限り、間々聞かれる日本の植民地搾取云々との説は、政治的宣伝ないし実情を知らざるところに起因する想像論に過ぎない。

(二) 次にこれらの地域において長年にわたつて平和的な生業を営んでいた日本国民は全部放逐され、日本資産は公有財産のみならず彼らの努力により平和裏に蓄積された私有財産までがすでに事実上剝奪されており、平和條約においてそれが確認されるのではないかと思われる点である。割譲地の住民及び私有財産にたいするかかる苛酷な措置は全く國際慣例上、異例のことに属する。

(三) なお領土問題に関する陳述の中でも申し述べた通り、これら地域はいずれも当時としては國際法、國際慣例上普通と認められていた方式により取得され、世界各国とも久しく日本領として承認していたものであつて、日本としてはこれら地域の放棄には異存ないが、過去におけるこれら地域の取得、保有をもつて國際的犯罪視し、懲罰的意図を背景として、これら地域の分離に関連する諸問題解決の指導原則とされることは、承服し得ないところである。

二 来るべき平和條約において日本の割譲地に関する經濟的財政的事項を規定するにあたり、上述のごとき背景を考慮に容れることなく、單に各個の項目につき個別的に、單純に過去の先例のいずれかにならおうとするならば、はなはだしき衡平を失した結果にならざるを得ない。

特に、割譲地における日本の公私有財産の全面的放棄を規定させられるならば、右は割譲地に関する一切の対日クレームを償つてはるかに余りあるものであるから、右の外、更に各個の公私の債務(公債、社債、恩給、

保險、私人間債務、通貨その他)につき日本側の分担を追求することは一切これをなさないことにされたい。右解決方法は上述した事情を考慮に容れるならば、決してエクイティーを失したものでなく、むしろ簡單明快にワンス・アンド・フォー・オール的解決をなし得て、後日における紛争の種を除くものである。又經濟的に見ても、右の解決方式によらずして、膨大なクレームを追求されることは、日本の負担能力を超え、その經濟の自立化をはなはだしく阻害することにならう。

以 上

89 昭和 24 年 12 月 8 日

安全保障に関する陳述

極秘

セキュリティに関するオブザベーション(案)

(昭和二四、一二、八)

日本国民は憲法に定めた通り一切の軍備を保持しないことを決意したが、現下の國際情勢及び国内事情に鑑み、平和後における対外的安全及び国内治安の確保について至大の関心をもっている。これに関する基本的考えについては一般的意見の二、安全保障及び三、国内治安の項において政府の所見を開陳しておいたが、国家の運命に関する重大問題であるから、国民の願望の存する所を掬み、ここに重ねて日本政府の見解及び希望を述べることを許され度い。

一、対外的安全については、日本自身としては非武装化に徹底し、實質的には米国に依存することによりこれを確保し度い。

日本としては平和後できる限り速に國際連合への加入が許されることを切望するが、現下の國際情勢の下においては、實際問題としてそれは困難であろう。そこで現段階においては、対外的安全保障の方法は、平

和條約の締約国たる連合国による保障の約束とこれを果すために必要な実際の措置とから成ることになるであろう。前者はプリンシプルの問題で、日本の非武装化と対応して、連合国がその安全保障の責に任ずるという根本方針を闡明するものである。後者は現実には外部からの侵略を防止、排除するための措置であつて、有効な保障ということを第一義とすべきものであるから、戦略上の考慮がその重要な決定要素であり、究局的には米国の判断によつて決定せられるべき事柄である。しかしながら、その方式を定めるに当つては、できる限り次のような政治的考慮を加えられるよう希望する。

- (1) 日本国家の体面と国民の自尊心を傷つけず、日本国民をしてできるだけ親米感情をもたしめ、悪意ある宣伝や煽動に乗ぜしめる隙を與えないものであることが望ましい。
- (2) 平和主義の憲法と調和し、戦争からフリーであり度いという日本国民の願望に副うものであることが望ましい。
- (3) ソ連や中国を不必要に刺戟しないものであることが望ましい。殊にマジョリティ・ピースの場合には、後日ソ連、中国の参加を容易ならしめる道をあけておくよう配慮せられたい。

二、国内治安の問題については、前述の一般陳述三、国内治安において述べた通り、必要な警察力を保有することができるものとの前提の下に、専ら対外的安全確保の面について、前記(1)(2)(3)に掲げた政治的考慮に基づき、日本政府は左の諸点を希望する。

- (一) 連合国は日本の主権並びに領土及び行政の保全を尊重する旨を平和條約に規定せられたい。
- (二) 現実には外部からの侵略を防止排除するための措置を規定せられたい。
- (三) 日本領域内における駐軍を必要とせられる場合には左の諸点を考慮せられたい。
 - (イ) 平時からの駐兵及び基地設定は、できれば日本本土内を避け周辺の諸島に限られたい。本土内駐軍が必要欠くべからざる場合は少

数地点に限定せられたい。

- (ロ) 基地設定の必要あらば、駐兵に伴う事実上の結果の中に含ましめ條約中に特記せられないことが望ましい。
- (ハ) 駐軍は米軍に限られたい。
- (ニ) 駐軍は短期の期限を附せられたい。
- (ホ) 駐軍の名目については、新憲法下における日本の国家の性格及び国民の感情を考慮せられたい。駐軍に関する基本原則は、別個の協定とせず、平和條約に規定せられたい。

90 昭和 24 年 12 月 8 日

経済問題に関する特別陳述

極秘

経済問題に関する特別陳述

二四、一二、八

日本国民は今や民主的平和国家を建設せんとしてあらゆる努力を傾倒している。この目的を達成するために絶対に必要な条件の一つは、国民にリーズナブルな生活程度を確保するとともに、刻苦勤勉を通じてこれを向上し得るという希望を與えることである。また日本が、再び国際社会の独立なる一員として、他国の負担にならないようにして国家生活を維持するためには、右のような国民の生活水準の維持及び向上が、自立経済によつて達成されることが肝要である。

終戦以来今日までのところ、戦争によつて低下された日本国民の生活水準は、米国の寛大なる援助によつて更に悪化することを免れたのみならず、その上昇の緒についたが、日本経済の自立には未だ遠いものがある。日本国民はかかる援助に対して深甚なる感謝の念を有するものであるが、講和成立の後においても、民主的平和国家の建設と経済自立の達成を促進助長する趣旨をもつて、日本国民をしてこの分野において将来に対する希望をもたしめる

ように、次の諸点に十分の考慮を拂われることを切望する。

一 戦争の結果、植民地資源の喪失、生産施設の破壊老朽、蓄積資本の減少、国民所得の減少、技術進歩の停頓、国内市場の収縮、人口圧力の増加等のため、日本経済の基盤が縮少しその生産力が減退したので、国民の生活水準の維持すらも、外国の援助なくしては不可能となつてしまった。かかる状況にある際に、既撤去分以外に更に賠償として生産、動力、運輸、通信等の施設が撤去せられるとか、カレントの生産物又は現金が取立てられるならば、それだけ外国の援助に依存する必要があることになる。施設の撤去が行われる場合は、生産力の低下、生産費の増加等当該産業に多大の打撃を與えるのみならず、必然的に失業の発生を伴い、また新しい投資を必要とするに至るであろう。生産物の取立が行われる場合は、その製造に要する原料輸入のため、日本経済の復興に寄與しない外貨支拂が増加することとなるほか、取立生産物の買上げが右原料輸入のための経費とともに物の裏付けのない財政支出を増加し、インフレーションが誘致せられる虞がある。現金の取立が、さなきだに支拂超過となつている国際収支を更に悪化せしめるのみならず、財政の均衡を困難ならしめるべきことは論をまたない。

賠償取立によるこれらの影響は現在のぜい弱な日本経済にとって耐え難いところである。よつて尨大な在外資産も処分されるであろうから、すでに撤去済の施設以上に、賠償の取立を行わないように希望する。

二 日本経済は、戦前最も繁栄していた時期においてすら、日本国内の資源のみではその人口を扶養し得ず、諸外国との経済交流に依存する度合が大きかつた。しかるに前述のような戦争の結果によつて、かかる対外依存度は大巾に増加した。従つて世界の貿易關係に参加する必要が最も痛切に感ぜられるのであつて、講和成立の暁にはこれが全面的に認容されることを期待している。われわれとしても国際的な公正な貿易慣行を忠実に遵守するであろうが、諸外国においても日本国民、商品、船舶等に対して差別的待遇を課することのないことを希望する。

三 最近における技術の進歩は各国の特産品の相対的価値をいちぢるしく減じた。このことは日本経済についてもあてはまる場所である。前述のごとく日本経済の生産條件がいちぢるしく悪化した上に、その特産品が価値を喪失してしまつたのであるから、今後は、従前にましてあらゆる部門において、世界経済の推移に順応しつつ、その生産能力を十分に發揮するの でなければ、その国際収支を均衡せしめることが到底できないのである。従つて日本経済の産業構造、そのあらゆる部門における規模及び生産水準、商船隊、漁業等に関して制限を課せられないことを希望する。もつともわれわれは今後軍国主義的侵略に出でる意図は全くないのであるから、第一義的軍需産業の形成に対する必要な制限は甘受するものである。

近隣諸国中には、日本経済が復興すると彼らの国民経済を圧迫するに至るべしとの危惧の念を有し、これに基いて日本経済に種々の制限を課すべきことを主張する向もある由である。しかるに日本経済と近隣諸国の経済とは相互補完の關係にあるから、日本経済の復興をこれら諸国の経済復興のために利用されるならば、多大の貢献をなすべきことは疑をいれない。よつて上述のような根拠なき危惧の念に基いて日本経済に対して不当な制限を加えることのないようにせられたい。

四 日本国民は現在国民経済の安定と復興のために全力をあげて努力しているのであるが、現在のきわめて低い生活水準を維持するだけのためにさえ多大の輸入物資を必要としながら、輸出代金をもつてこれをまかなうことができない実情にある。われわれは他国よりの援助によつて辛じて国民経済がささえられている現状を遺憾とするものであるが、他方最も希望的な観測によつても、自力をもつてわが国際収支の均衡を達成しこれを維持し得るに至るまでにはなお数年を要すると思われる。よつて講和成立後においても、米国が引続きその寛大なる援助を継続し、日本経済自立の達成を容易ならしめることを希望する。米国が従来示して来、また将来示すであろう好誼に対しては、われわれは将来必ず何らの形でこれにリシプロケートしたい所存である。

なお右援助の供與にあつては、前述のように日本經濟が東南亜細亞諸国の經濟と相互補完の關係にあることを、その間の貿易を盛にすることが日本經濟の復興のみならず、ひいてはこれら諸国の經濟の興隆、数億の人々の生活水準の向上にも寄與する可能性とを認識し、與えられるべき援助がかかる貿易關係の拡大のために役立つように利用されることを認容せられたい。

91 昭和 24 年 12 月 28 日

平和條約關係作業について

付 記 昭和 24 年 11 月 12 日 平和條約問題作業分担

極秘

平和條約關係作業について

昭二四年一二月二八日記

平和條約關係作業は、予定の一箇月で十二月十日に完成した。完成後、三回にわたつて幹部会で審議した。幹部会で、表示された見解を、左に、簡単に記録しておく。

一 「マジョリティ・ピースの利害得失及び日本のとるべき方針」について
イ この作業の前提として——対日平和が果してマジョリティ・ピースに落付くかどうか。最近の米国の動向からみて、マジョリティ・ピースの方式よりも、戦争状態終了宣言という方式によつて、よりよく米国の意図に適合した施策を推進していこうとするような感じをもたされる。——との意見があつた。

これに対しては、この作業全体が、マジョリティ・ピースとなるものとの大前提のもとに作業してあり、対日平和問題に関する客観情勢の判断は、一応作業の範囲外においてあること、並びに、戦争状態終了宣言という方式は、対日平和を推進しつつある現在の米英の努力が、具体的

成果をおさめ得ないことが明白になつた場合において現実的にとりあげられるものと考えるので、作業中に同じような見解の表示があつたけれど、その場合の考察は、作業の外においたこと、を説明した。

ロ この作業は、マジョリティ・ピースの場合の不利益を軽小にみようとする傾向が、すぎている。利益と不利益とは、公平に検出して、その上で、利害得失の比較をなすべきであるとの批評があつた。

この批評は、当つていると感ずる。

二 「マジョリティ・ピースにおける安全保障に関する基本方針」について

この作業が、作業中最も困難な課題であつた。最後まで意見の一致をみながつたものである。問題の中心は、日本の安全のため、平和條約後において日本領域内における駐兵を認むべきか否かの点であつた。領域内における駐兵というなかにも、本土における駐兵と周辺島嶼における駐兵とを区別して考えようとする傾向が強かつた。しかし、対外的に、また、法律的に考えれば、この区別は、意味がない。対内的には、大きな差異があるけれども。作業は、最後の段階で、多数派の意見に少数派（本土における駐兵を必要とし且つ駐兵を対外安全ばかりでなく国内治安の面からも必要とする考である）の意見を取りいれて、まとめたものである。

この作業にたいして、安全保障については、平和條約には、連合国において日本の独立並びに領土及び行政の保全を尊重する趣旨を規定するにとどめ、外部からの侵略を防止排除するための措置は、平和條約とは別個の日米間の協定に一任すべきであるとの強い意見が表示された。

安全保障のいろいろの方式について、その利害得失とともに、別に研究してみようということにした。

三 「軍事協定に関する要望」について

二の「基本方針」にたいする意見が、この作業にも関係している。

四 「經濟援助協定締結に際する要望事項」について

作業の二にある、「わが国の經濟が東亞諸地域經濟と相互補完の關係にあることを認識し、わが国の工業力の利用によつて東亞諸地域の開發と經濟

復興に寄與すべき可能性を原則的に認め、かかる認識に基いて漸次わが国とこれらの地域の間の貿易量を拡大することに考慮を拂うこと」を強調する必要がある、そのために、この点を具体的に説明する資料をもたなければならぬとの意見がでた。

五 「マジョリティ・ピース又は全面平和に関連し、D Sにリポートを提出する場合の項目の検出」について

了承された。

なお十二月末に、「対馬」と「在外邦人の処遇」のふたつが印刷をおえD Sに提出されたことを付記しておきたい。

六 「対日平和條約想定大綱に対応する要望事項表」について

この作業のうち

イ 「軍隊の駐屯」に関する部分について、前にも述べたように、この部分は、條約とは別個のものとすべきであるとの意見がでた。

ロ 「産業水準」について、第一義的軍需工業以外の産業に対する制限を置かないこととするように訂正した。原案には、第一義的及び第二義的軍需工業とあつたのである。

ハ 「海運」について、制限が設けられる場合に、これを永久の制限としないことを加えることにした。

七 「平和條約に対する一般的見解」について

安全保障に関する部分について、前に述べたような意見をとるとすれば、その部分に補正を要することもちろんである。

八 「セキュリティに関するオブザベーション」について

日本の安全保障については、米国においては、米国の立場からする極東全般における戦略的体制からくる要請があり、この要請から割りださして米国は確乎とした方策でくるであろう。日本は、それを容認しなければなるまいとの意見があつた。

セキュリティに関する「基本方針」にたいする意見が、この作業にも関係してくることは、もちろんである。

九 「經濟問題に関する特別陳述」について

この作業の四にとりあげてある米国の經濟援助の要請について、米国の未開発地域援助計画をもとりいれ、米国において対東亜經濟援助に大いに積極的にでてもらいたいという、もつともつと積極的な調子をだしたがよからうとの意見があつた。

十 「領土問題に関する特別陳述」について

十一 「割讓地に関する經濟的財政的事項の處理に関する陳述」について
このふたつの作業については、特に、記録しておくような意見はなかつた。

(付 記)

極秘

平和條約問題作業分担

二四、一一、一二 政総

項 目	作業連絡主任者	作業担任者
(一)マジョリティ・ピースの利害得失及び日本のとるべき方針	三宅文書課長	下田課長、後宮課長、藤崎課長、曾野課長、吉川課長
(二)平和條約と安全保障 (イ)全面平和條約の場合 (ロ)マジョリティ・ピースの場合 (ハ)軍事協定の可否及び可能性	松 井 課 長	高橋(通)課長、藤崎課長、竹内課長、曾野課長、三宅課長、芳賀課長
(三)平和條約想定大綱に対応する日本の要望の画定(全面マジョリティ)	下 田 課 長	松井課長、三宅課長、後宮課長、芳賀課長、宇山課長、戸田事務官
(四)平和條約問題に対する (イ)一般的意見 (ロ)領土問題に関する意見 その他想定大綱に画定した	下 田 課 長	三宅課長、後宮課長、芳賀課長、松井課長、戸田事務官

わが方要望を項目別に纏めた意見		
(五) 軍事協定に関する既存の雛形の検討及びわが方の要望	高橋(通) 課長	後宮課長、下田課長、高橋(覚) 課長
(六) 経済協定に関する既存の雛形の検討及びわが方の要望	宇 山 課 長	芳賀課長、下田課長、高橋(覚) 課長、中山事務官
(七) マジョリティ・ピース又は全面平和に関連しDSにリポートを提出する場合にはその項目の検出	松 井 課 長	下田課長、後宮課長、三宅課長、宇山課長

92 昭和 25 年 1 月 24 日

戦争状態終了の宣言について

(欄外記入) 戦争状態終了の宣言について
(一九五〇年一月二十四日)

- 一、序 言
- 二、先 例
- 三、西ドイツについて
- 四、日本について
- 五、むすび

戦争状態終了の宣言について

(ママ)
昭五〇、一、二四

一、序 言

戦争を終了させる方式として一番普通なのは、平和條約の締結である。

その外に

(イ) 征服による敵国の滅亡がある。

南阿共和国およびオレンヂ自由国が英国に、エチオピアがイタリアに併合されたのが、その先例としてあげられよう。

(ロ) 自然的な終戦がある。交戦国の双方がともに力つきて戦争をやめ、また稀には、何かの都合によつて、平和條約をむすばないで、交戦状態がやみ自然に国交の回復をみる場合である。

十九世紀はじめのスペインの米大陸植民地と母国との戦争。一八〇一年の露国とペルシアの戦。一八六二年ないし六七年度の仏とメキシコの戦。

最近の例として、第一次世界戦争の末葉における露国の独、奥、土、ブルガリア諸国との終戦をあげる学者もある。

一九一八年二月十日ブレスト・リトウスクの第一回会議で露国代表は、「われらは兇暴を承認し得ない。正式の平和條約には調印するを肯じない。」と声明し、同日次のような宣言を連合国に送付した。

「ロシア連邦共和国は、その交戦中の並びに同盟及び中立の諸国の政府及び人民にたいし、ここに、人民委員会の名において、左のことを通告する。露国は、強奪的の條約に調印するを拒否すると共に独、奥匈、土、ブルガリアとの現交戦はここに終了を告げたり。」

(ハ) 各自の憲法所定の手続によつて一方的に終戦する。これがこのメモにとりあげようとする「戦争状態終了の宣言」による戦争終結の方式である。

二、先 例

戦争状態終了の宣言による終戦のいい例は、第一次世界戦争における米国の対独戦争終了である。米国で、上院がヴェルサイユ平和條約の批准を否決したので、どうして対独戦を法律的に終了せしむべきかが、憲法上の問題と

なつた。一九一九年八月上院で、一議員は大統領に向つて「貴下の判断では、大統領が布告を発し、その布告で平和克復のことを宣明するは、大統領の職権上不可能と認めるか」と質問したにたいし、ウィルソン大統領は、「自分の判断では、自分は、かような権限をもたないばかりでなく、どんな事情のもとにあつても、正式の平和條約の批准に先ちかような方法をとることに同意し得ない。」と答えた。

そこで、議会は、上下両院の連合決議で平和の克復を宣言し、それで戦争を終了させようとし、一九二〇年五月ノックス決議案の提出となつた。その要旨は、「ドイツ帝国政府と合衆国の政府及び人民との間に交戦状態の成立したことを宣明した一九一七年四月六日の本議会連合決議を、ここに、撤廃し、交戦状態は同時に終了したるものと宣明する。」というのであつた。この決議は、五月十六日可決されたが、大統領は不裁可の意を表した。ほどなく大統領の改選となり、ハーディング大統領就任し、議会は、二一年七月重ねて前回と同ような（多少文句の修正があつた）連合決議案を通過し、大統領は、これを裁可して、対独戦は正式に終了した。

いま、ひとつの例は、第二次世界戦争における英国の対オーストリア戦争状態終了の宣言がある。オーストリアは、この戦争で解放国としての地位を與えられ戦敗国として取扱われていない。同国は、一九四六年六月二十八日米英仏ソ四国の間にできた主要行政権の返還に関する管理協定で連合国との外交回復を認められている。英国は、四七年九月十六日に「法律上の戦争状態の終了」の正式通告を同国にした。同国は、どの国とも、いまは、戦争状態にはない。

三、西ドイツについて

西ドイツについて、戦争状態終了の宣言は、米英仏三国政府および西独政府の間に正式にとりあげられている。四九年十一月九日および十日のパリ三国外相会議で、議題となつたことは、当時新聞報道によつて明かにされている。例えば、

十一月十二日パリ電（ユーピー）は、「消息筋の言明として、外相会議

は、戦争状態の終了は占領軍の撤退を必要とするかも知れぬとの理由で、これに関する措置を延期することになつたといわれる。アチソン長官は、アメリカ政府は、戦争状態終了の宣言後ドイツに駐兵するには議会の承認が必要であらうと述べた。」と報じている。

十一月十五日パリ電（ユーピー）は、シューマン外相談として「外相会議で対独戦争状態終了の宣言を討議したが、なんの決定にも達せず、今後研究すべき問題である。」との趣旨を報じている。

パリ外相会議の結果として、十一月二十四日三国と西独政府との間に調印されたボン議定書の第九項には「戦争状態終了の宣言の問題は、議論された。戦争状態の終了は、この議定書の精神に合致するけれども、多くの（コンシデラブル）法律上および実際上の困難がある。これらの困難について審議する必要がある。」と規定している。明かに、戦争状態終了の宣言が四国によつて、討議され、また、今後も討議されるべきことを示している。

最近にいたつて、五〇年一月十四日のワシントン電（ユーピー）は、米政府がこの三月対独戦争状態終了の可能性について、英、仏、白、蘭、ルクセンブルクの諸国と会議することを計画中であるとの情報を伝えている。

四、日本について

日本について、戦争状態終了の宣言が取り上げられていることを示す公式、または、非公式の資料は、今日までない。たゞ、新聞が、かような考えが政府筋にあるようだと言及したことが数回あるだけである。主なものを、時日順にならべてみると次のようになる。

一、四九年十一月パリ三国外相会議で対独戦争状態終了宣言がとりあげられており、また、米英の方で対日平和推進の気運が強くていた頃、同月十二日パリ電（エー・エフ・ピー「ジャン、アラリー」記者）は、ドイツについて外相会議が戦争状態の終了を考えるようになったことを述べた上「日本の場合にしてもフランスの有力観測筋の信ずるところからすれば、現在ワシントンで準備中といわれる対日平和條約草案も本物の平和條約というよりはドイツの場合のような戦争状態終了の宣言といった種類

のもの—もちろん單なる戦争状態終了の宣言以上のものにはなろうが—になるのだらうとみられる。・・・米国のつくる條約案の内容はどんなものになるだらうか。ドイツの場合と同じようなものであらう。国境と領土の問題は、多少とも保留ということにならう。軍事占領は終りをつけるだらうが、日本領土の防衛を保障するために米国は日本に軍事基地を維持することになるだらう。經濟面では、なにか保障と特惠についての條項がつけられるだらうが、これについても信頼すべき筋では「その條項も極めて漠然としていて條約が暫定的なものであることを示すだらう」といつている。」と報じた。

二、米国政府で日本について戦争状態終了の方式を考えているようだとの報道は、五〇年一月十二日ナショナル、プレス、クラブにおけるアチソン國務長官の演説に関連して現われてきた。けだし、長官が、演説の二箇所、すなわち、まず日本の安全保障をとりあつかつたところで、「わたくしは・・・日本の防衛を放棄したり、または、防衛を弱化したりする意思はごうもないことを保障できる。また、永久的解決ないしその他の方法によつてどのような取極が行われようとも、日本の防衛は維持しなければならぬ、また、維持されるであらうことを保障する。」といい、次に、日本の經濟的困難をとりあつかつたところで、「これらの事項は、処理しなければならぬ。條約によつてであらうと手續上の困難が余りに大きいため何かほかのメカニズムによつてであらうと、これらの事項は・・・解決しなければならない。」といつているせいである。

問題の電報は、一月十四日、十八日の華府ユーパー（ヘンスレー）報である。これらの報道は、対日平和問題の最近の動向（一月二十日現在）に採録しておいた。要するに、

平和條約がおくるれば、アメリカは、條約なしで日本を列国の一員に加えるため別の共同措置を、連合国に提案するだらう。長官は、演説で平和條約ができなければ、「他の方法」をとらねばならぬことをいつたが、それは、西独について西欧諸国が考えている戦争状態終了の宣言であらう。

というのである。

三、最近の、しかも、一番目新しい報道は、一月二十三日のパリ電（アイ・エヌ・エスのスミス記者）である。それによると、

「仏権威筋によると、対日平和條約への第一歩として西欧諸国は近く日本と通商協定を結ぶだらう。試案は、米国政府で作成されている。英仏その他の諸政府は、同案を検討中である。同案は、日本に貿易省の設置を予定し、同省は現在のように占領軍当局を経ずに直接外国政府と貿易関係を処理することができる。日本は、外国に通商事務所（トレード、ミッション）を設置することができる。日本輸出品の価格の水準を規定しているのは、重要な條項のひとつである。ある西欧諸国は、日本品が世界市場であまり競争力をもたぬように日本輸出品の価格が国内価格よりも高いことを希望している。日本の外貨操作を自由にして日本の外国貿易がドル地域に限定されぬように考慮が拂われている。英国は、将来英国海運が日本の貿易を現在より大きく分担できる保障をとりつけようとしている。英国は米国海運が日本外国貿易の過大の分前をとつていてと感じている。

占領軍当局の日本の国内事項にたいする管理の緩和に関する提案も米国政府で作成されている。この提案は、協定の一部をなすであらうが、西欧政府筋の見解は、最初の協定を貿易に限つたがよかろうというほうに傾いている。

協定の締結を容易にするためソ連と中国とは、交渉から除外することになっている。協定を貿易に限れば、二国を除外することもやさしいと考えられている。」

この報道は、われわれにとつて、初耳であつて、今後とも注意しておる必要があらう。

五、むすび

戦争状態終了の宣言による終戦に関する先例および日独についての関係報道は、上述のとおりである。

新聞報道にもあるとおり、これは、西独について現実の問題として関係政府間に正式にとりあげられている。そして、それについては、法律上及び実際上の多くの困難がともなうことも認められている。これらの困難は、関係政府間の会議によつて解決を発見されることになっている。

従つて、われわれとしては、西独について、この方式がいかに適用されるかをみていればよい。もし日本との関係においても同じ方式で戦争状態を終了させることになるとしたら、同じような措置が連合国によつてとられるであろうと考えられるからである。

戦争状態終了宣言は、ふだんならば平和條約によつて戦勝国の戦敗国に課する各般の條件が確定すると同時に双方の間に平和関係を回復するものであるのを、まず当事国間に平和関係を回復しておいて、戦敗国に課せられる各般の條件の確定を将来に留保するものである。従つて、戦敗国がいかなる地域においていかなる人民にたいし主権を行使し且つ主権の対内および対外行使についていかなる制約を受けるかは未定のままにおかれる。自然いくたの法律上および実際上の困難が生ずる。この困難は、三種にわかたれると思う。

ひとつは、国内法上の問題である。これは各国が戦争状態終了の宣言という方式で戦争を終了し得るかどうか。いかなる手続をとつて行ふべきかの問題である。各国の憲法上の問題である。米国や英国には、すでに、先例もあることで、大きな困難はないものと考ええる。

ふたつは、戦敗国との関係においていかなる効果をもつかの問題である。これが、一番むずかしいところであろう。しかし、次のように考えると、この問題の解決は、克服できぬ程のものではあるまい。

戦争状態終了を宣言すれば、宣言国と戦敗国との間には戦争状態は解消し普通の国交関係が当然回復し、これと矛盾する事態は存在し得ない(例えば、占領管理)。これは、戦争状態終了の宣言の法律的效果を完全に発生させる場合においてそうである。しかし、宣言国、すなわち、戦勝国は、そのなす宣言の当然の効果を限定することができる。(無條件降伏国にたいする関係において特に然りといえる。)従つて戦勝国は、自ら適当と考える範囲(事項であ

る。政治とか、経済とか。政治とか、軍事とかいうような。)および、限度(ある事項について平和状態にかえすとしてその度合をいう、貿易について平和関係に復させるのを承認しつつそれに或る種の制限を附加するような。)において、宣言の効果を生ぜしめ得るものである。だから、わたくしは、戦争状態終了の宣言について論ずる人達が、この方式が採用されれば必ずこういう事態になる、または、なるべきだというふうに議論することに共感し得ない。

しかし、以上の考えでゆくと、戦争状態終了の宣言をした場合、戦勝国が欲すれば、戦敗国にたいする占領管理はそのまま継続し得るという結論になり、宣言の効果がほとんどないではないかとの反対論が生じると思う。法律的にいうと、そのとおりであるけれど、法律上当然生ずべき効果を限定する戦勝国の立場から立論すると、極端な場合には、そういう場合もあり得るので、われわれ戦敗国としては、法律上当然生ずべき効果になるべく広い範囲で且つ大きな限度で発生させられるようになることを望むものである。

みつづは、政治的の問題である。これは、戦争状態終了の宣言がひとつの戦勝国の問題でなくして、連合国の間の問題であることからくる困難である。すなわち、この方式が実現するには、この方式を採用するという一般政策についても、この方式の手続および内容(すなわち、前記の第二の困難)についても、関係国間に合意が成立しなければならない。ことに、連合国間には、宣言から生ずべき効果(戦敗国にたいする)の範囲と限度とについて、意見の一致をみるまでには、多大の研究と交渉とが必要であろう。この面からくる困難も決して過小視してはならない。

むすびとして、戦争状態終了の宣言は、日本にとつて、現実の問題となる可能性はある。しかし、その実現までには、(かりに実現するとして)、われわれの予期以上の困難、従つて、時間がかかるとの心構えでいなければならぬまいと思う。

くりかえしていえば、降伏文書末項によつて日本の統治権はすべて連合国最高司令官の制限の下におかれている。すなわち連合国の共同の管理の下にある。この状態の下において、日本にたいして、戦争状態終了宣言の方式を

採用しようとするならば、連合国は、西独について採ったように、日本との間に平和状態が回復した後において連合国の手中に把握しておくべき権限を明確に定める文書（例のオキュペーション・スタテュート）を協定し作成しなければならぬ。同時に日本にたいして平和状態の回復を許す範囲（事項）と限度（日本の回復する自由にたいする制限）とについて、意見の一致を実現しなければならぬ。しかる後初めて連合国は、日本政府にたいして措置し得る段階となるであろう。この措置にしても、一方的の措置とするか、西独の場合（ボン協定）のように日本との協定の形をとるべきかについて合意しなければならない。かくみてくると、この方式を具体的に採用しようとするれば、関係連合国は、そのもつ政治的意義も、法律的意義も、实际的意義も、ほとんど平和條約を締結しようとする場合と、同じく重大であり、従つて、同じく重大な困難が存することを了知するであろう。こう考えてくるときわれわれは、戦争状態終了宣言の方式大いに可なりと、軽々にこれにとびつくことをやめて、あくまで「平和條約を。多数平和を。」とのラインで進む心構えであるべきであると結論せざるを得ない。

（欄外記入） 西村条約局長起草し吉田総理に提出したもの

93 昭和 25 年 2 月 1 日

吉田・ピアソン^{（編注）}会談用資料

一、キャンベラ會議

（欄外記入）

英連邦は、四七年夏のキャンベラ會議で対日平和問題について討議し平和條約の内容全般について相当具体的な結論を出しておるようである。會議のコンムニケーと新聞報道から受けた印象は、日本に対して相当厳格なものであるということである。

二、コロンボ會議

今回のコロンボ會議では、歐洲勢、東南アジアの經濟開發、東南アジアにおける共產主義の浸透、中共承認の結果として生じたアジアの勢などの議題と同時に対日平和條約案の形態及び範圍に関する連邦の構想について審議された由である。會議の最終コンムニケによると「會議は、対日平和條約の條項について四七年キャンベラ連邦會議で到達された暫定的の結論をその後の勢にてらして再検討した」とある。キャンベラ會議後二年半以上の時日を経過してその間國際勢も大いに變化し、又英連邦内部においてもニュージーランド、オーストラリアにおいて保守党政府が成立したことなどを併せ考えて、コロンボ會議の結論はキャンベラ會議の結論を緩和する方向をとつたものではないかと期待される。

十一日（対日平和問題を審議した日）のコンムニケーに「平和條約は早期に締結すべきであるという点で全般的な一致を見た」とある。しかしこの條約の内容については、各代表の間に相当見解の相違もあつたようである。新聞報道によるとベビン外相は「日本の軍事占領を永久に續けることはできない。歐洲では講和を困難にしている障害があるが、対日平和問題は解決すべきである」と述べ、オーストラリア、ニュージーランド代表も日本の現在の体制に代えて恒久的な取極を行ふ必要があることを強調した。オーストラリアは、將來日本の侵略を受けるおそれがあると

して條約作成に参加することを要求した。これに対しアジア諸邦の代表は対日貿易の復活から得られる利益について希望を表明し、カナダ代表は将来の日本占領を繼續することに賛意を表した。ネール首相は、反対に米進駐軍の撤退を要望して、「日本の長期占領は、日本人を共產主義においやることになる。八千万の日本人を永久に占領下におくことはできない。もし西欧諸国が、東アジアの共產主義について心配するならば長期占領によつて日本人を共產主義に追ひやらぬことが必要だ」と述べ、パキスタン、セイロン代表がこれを支持した。條約にもるべき内容についてはかなり強い意見の対立があつて早急に一致を見る見透しがつかないので連絡委員会を設けることになつた趣である。

なお會議終了後、十七日ベビン外相は、新聞會見で「アメリカが対日平和條約に関する政策を明かにするまでは英連邦は大したことはできない」と述べたとの報道もあつた。

以上を綜合してコロンバ會議では平和問題について次のような結論に達したものと推測される。

- イ、英連邦は平和問題の早期解決を要望するに一致した。
- ロ、英連邦は対日戦に参加したすべての国が條約作成に参加すべきものであるとの從來の方針を再確認した。
- ハ、條約案の内容については米国の條約案が間に合はなかつたので四七年のキャンベラ會議の決定をその後の状態の推移に照して再検討するに終つた。そして連邦間に見解の相違が相当あつたよう
で連絡委員会を設けて研究を續けることにした。
- ニ、連絡委員会は米国側の見解が明瞭になるまでは本当の仕事はできないであらう。
- ホ、連邦内のアジア諸邦は、日本の占領管理の早期終了と日本の貿易の復活を要望するのに對してオーストラリア、カナダなどはなお対日警戒論を主張している。

三、対日講和の見透し

コロンバ會議については、新聞報道だけによつて以上のような印象を得ておる。われわれとしては、英連邦が対日平和の早期締結を主張されることに對して感謝したい。

しかし會議全体の空氣として中共承認問題の今後の進展、又、ソ連邦の対日平和に對する態度についてはいかなる見透をもつておられるだらうか。中共承認問題の解決に非常に長い時日を要する場合又はソ連邦が従前のように四大国方式を固持する場合（客觀的に見てそういうふうになる可能性が大きいと思う。）には、いわゆる早期締結はむづかしくなる。その場合はどういうふうにせられる考えであらうか、そういつた点について何か具体的な結論というものに到達されたであらうか。連邦會議で明らかになつた考えをおもらし願えれば幸甚である。

又さきに述べたように條約の内容についてキャンベラ會議の結論に對して緩和された結論に到達されたものと了解しておるが、何かその辺について具体的な結論に到達されたことがあるだらうか。

四、戦争状態の終了宣言

一月十二日のナショナルプレスクラブにおける演説で、アチソン長官が演説の二ヶ所、即ち、日本の安全保障を取扱つたところと日本の經濟的困難を取扱つたところでこれらの問題が平和條約か又はその他の方法で解決しなければならぬということをいわれた。それに関連して外国電報は、アメリカの方では平和條約なしで日本を列国の一員に加えるために別の共同措置（^{増加}單的にいつて西独について米英仏三国政府が正式に取りあげている戦争状態終了の宣言）を提案するであらうと傳えておる。又別に一月二十三日のパリー電は、フランスの權威筋による情報として、西欧諸国は平和條約への第一歩として近く日本と通商協定を結ぶであらう。試案はすでに米国政府で作成され目下英仏その他で検討中であるということを報道しておる。

この方式は、平和條約の締結を将来に留保して、まづ、平和關係を戰捷国と戰敗国との間に回復しようとするものである。しかし、平和關係

がいかなる範囲において又いかなる限度において回復するかについて（たとえば現在の占領管理との関係に対していかなる影響を及ぼすか）について甚だ難しい問題があると同時にこういう措置をとるについては連合国間にこういう措置をとるという一般方針についての同意を必要とし且つ平和状態回復後において連合国において留保すべき権限についても合意が成立するということがまづ前提であると思う。従つてこれにとものう法律上及び政治上の困難は、平和条約を推進する場合と全く同性質且つ同程度の困難があると考ええる。

現在日本は、日々講和、事実上の講和という方式によつて内政上も対外関係においても漸次平常化という方向に進展しておる。

いま戦争状態終了ということを取り上げたがために将来における平和条約を留保する外、西独逸、オーストリアに行われたように平和条約に至るまで連合国において留保する権限を新に明かに協定する（西独におけるオキュペーション・ステチュート、オーストリアにおける管理協定。）というようなことは、いわゆる日本のデ、ファクトの改善進歩に対してデ、ジュレーのわくをはめることになつて、日本人一般の受ける感じは必ずしもいいものではないと思う。従つてわれわれとしては戦争状態終了宣言の方式に関し、意見の一致を見る国の間と丈でもよいからマジョリテイ講和を希望したい。

五、日本の新聞に表はれた「全面講和」

現在の日本では国会においても、また、新聞界においても、また學界においても全面講和を要望する声が表面に強くでている。この全面講和を要望する声の中には二つの区別すべきものがある。一つは學界の要望であるが、これは全く国際政治の現実を知らない學者の理想論である。今一つは共産党の唱える全面講和論である。共産党が全面講和をとなえるのは講和の成立を不可能ならしめ、従つて米国の対日占領管理が恒久化し、その間反米思想を激化せんとする意図にいでるものである。その全面講和の目的は講和を不成立に陥らしめんとすることと反米闘争の一

手段である。この共産党の全面講和に立つ反米斗争は中国中共の米總領事館接收等、米国による中共承認を殊更に困難ならしめんとするソ連の一般政策とも関連するものであり、又日本共産党がポツダム宣言による連合国占領軍の早期撤退を要求しているのも、その一つの現はれである。

我々としては平和愛好国との間に一日も速く講和條約の成立せんことを切望するものである。

六、漁業條約（先方より質問あらば）

米国及びカナダ漁業界の日本漁船に対する空氣緩和に資するため、公海たる中部太平洋における漁業に関し、日米加三国間に一の国際協定を締結し、漁族の保存を図るとともに関係国の沿岸漁業の利益を尊重する主旨を取極めることは結構なことと思ふ。

（欄外記入）一九五〇年二月一日総理及びピアソン加外相会談のためのメモ（会談前総

理によんでもらったもの）

（二月三日返戻をうけた）

編 注 レスター・ピアソンカナダ外相。

セパレート・ピース成立後における平和条約不参加国との関係について

極秘

セパレート・ピース成立後における日本と講和条約不参加国との関係

二五、三、四

(欄外記入)

一、日本と戦勝国のうちの数国との間にいわゆるセパレート・ピースが成立した場合、これら諸国との間には当然平和関係が復活し、これら諸国はもはや対日交戦国ではなくなる。従つて、対日戦における戦時同盟国ないし共同交戦国という従来の意味における「連合国」(the Allied Powers, or the Allies) なるものはなくなり、連合各国間及び連合国と日本との間の合意にもとづく対日占領管理の権能並びにかかる権能を連合国のために行使するSCAPの地位は消滅せざるを得ない。(注1) その結果連合国のかかる合意にもとづきSCAPによつて行われている現在の占領管理も、その法的基礎を失い、終了せざるを得ない。(もつとも平和条約又は他の条約にもとづいて、将来も保障、又は監視などのための占領管理が行われることはありうる。しかし、これは現在の占領管理とは性質を異にし、条約にもとづく平時の占領管理であつて別問題である。) なお現在SCAPに認められていると同様の占領管理の権能が、セパレート・ピース成立後において、条約不参加国に関する限り継承されるということは当然には認められない。このような事態が生じうるのは、日本を含む関係国が同意する場合に限られる。セパレート・ピース後において関係国の全部がこれに同意するようなことは全く考えられず、日本として承服し得ないことは言うまでもない。(注2)

二、セパレート・ピース成立後においても日本と講和条約不参加国との間には依然として法律上の戦争状態が存続することはもちろんである。これらの諸国はポツダム宣言及び降伏文書の当事国であり、これによつて日本と

の間では休戦状態に入つておるのであるから、かような休戦の関係を覆すような敵対行動を開始する自由を有するものではない。(もつともこれらの国が日本との従来の基本的関係に対して変動を與えるような新しい行動、たとえばポツダム宣言・降伏文書の否認・破棄のごとき行動をとる場合は別である。しかし、かような行動に訴えうるためには列国を納得させるに足る相当の理由、たとえば日本又は他の当事国によるポツダム宣言、降伏文書の重大な違反というような事実がなければならない。)(注3)

そして、これらの国が、理論上の戦争状態の存在のみを口実として新たに日本の占領管理を企図することは、かような休戦関係に反する敵対行為に相当すると認められるから、国際法上許されないところである。(注4)

三、しかしながら、実際には、講和条約に参加しないある戦勝国は、日本の民主化の不徹底等を口実とし、SCAPに代つて日本を占領管理することが、ポツダム宣言・降伏文書に反しない旨を主張するかもしれない。かような企図が不当、不法であることは前記の通りである。これを事前に予防し又は事後に排除しうる有効な措置を講ずる必要があることは明かである。この点については、次のふたつのことを考えねばならぬ。

(イ) 現在戦勝国の全部は、国際連合の加盟国である。国連憲章第二條(三項)は、加盟国が自国の国際紛争を平和的方法で解決すべき義務を定め、第三十九條は安全保障理事会が平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為に関し必要な措置(四十二條の軍事的措置を含む)をとることある旨を定めている。セパレート・ピース成立後における他国による日本占領管理の企図は、日本に対する不法な行為であることはもちろん、同時に若干の国連加盟国の利害及び一般的国際平和に対する脅威、その破壊に該当する事態でもあるから、かような場合関係加盟国及び国際連合において黙視しないであらう。(注5)

(ロ) 日本とセパレート・ピースを締結する戦勝国は、もちろん、かような事態が発生し得ることを承知の上で、セパレート・ピースを締結するのであるから、条約又はこれと関連して、かような場合を阻止し得る方

途は必ず用意されるであろう。

叙上の次第で、日本としては、セパレート・ピースの場合に、條約不参加国が日本にたいして、新に占領管理を企図してきはしまいかとの点について、危惧する必要はないと結論するのである。

注(1) ポツダム宣言、降伏文書にもとづく戦勝国と日本との関係には、SCAPにより代表される連合国（Allied Powers）全体と日本との関係と、各戦勝国と日本との個別的関係との二者が併存すると考えうる。勿論、前者は後者を基礎とし連合国間の特別の合意によつて、且つ日本側もこれを認めたことによつて成立するものである。この点はポツダム宣言、降伏文書の成立の経緯、文面及び形式より推論しうる。

すなわち、まず一九四五年七月二十六日のポツダム宣言は、米大統領、中国主席、英国首相がその国民を代表して日本国に戦争終結の機会を与えることを協定し（第一項）、日本軍の無条件降伏の日本政府による宣言及びそのための保障提供を右三者が日本政府に要求した（第十三項）もので、後にソ連がこれに参加し、日本は同年八月十四日付通告をもつてこれを受諾したのである。

そして日本は九月二日の降伏文書によりこれを正式に受諾し、且つこれにより一層明確な降伏條項に服することとなった。降伏文書には、「米、英、ソ、中のために且つ日本と交戦した United Nations の利益のために」SCAPが署名すると同時に、米、英、ソ、中、仏、オランダ、オーストラリア、カナダ及びニュー・ジーランドの九代表が「各国（又は政府）を代表して」それぞれ署名している。

SCAPのかような地位は主要連合国の特別の合意にもとづくものであることは明かで、特に一九四五年十二月二十七日の米、英、ソ、中のモスコウ会議コミュニケ（B項五）には、SCAPを「日本国における唯一の連合国のための執行権者」と定めている。

しかるに、主要連合国の若干の国と日本との間に講和條約が成立するときは、これらの国はもはや対日戦における同盟国ないし共同交戦国と

しての地位を失うのであり、従來の意味における連合国なるものは消滅し、これら諸国の合意中連合各国共通の対日方針として定められた事項は將來に向つて拘束力を失うと認められる。しかしながら、このことは本文で後述するように、ポツダム宣言及び降伏文書の全体が無効となるということではない。

注(2) ポツダム宣言中、日本の占領に関する規定としては次のものがある。

第七項「右ノ如キ新秩序（軍国主義ノ驅逐）ガ建設セラレ且ツ日本国ノ戦争遂行能力ガ破碎セラレタルコトノ確証アルニ至ル迄ハ連合国（Allies）ノ指定スベキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スル為占領セラルベシ」

第十二項「前記諸目的ガ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ連合国ノ占領軍(occupying forces of the Allies)ハ直ニ日本国ヨリ撤收セラルベシ」

降伏文書には該当規定がないが、これに基き同日付で発せられた指令第一号には占領に関する詳細な條項がある。

右條文よりも知られるように、現在の日本占領は戦時法上の軍事占領ではなく、軍事占領の性質を保持しつつ（これは連合国の公文書に明言されている）ポツダム宣言及び降伏文書という一種の合意に基き、連合各国共通の対日政策の目的を達する方法としての、主要連合国の公認したSCAPによる、占領の性質をもつものである。

注(3) 前注(1)において述べたように、セパレート・ピースにより連合国の全体と日本との関係は消滅するが、戦勝各国と日本との個別的関係は残る。この関係を律するものも又ポツダム宣言及び降伏文書以外には求められない。ポツダム宣言、降伏文書には連合国側の敵対行動の休止を定める明文はないが、それが一方交戦国の軍の無条件降伏を定めたものであり、且つ日本側にその違反はないと認められているのであるから、他方交戦国もこれにより戦闘休止の義務を負うと解するのが條理に合し、又降伏

規約に関する慣行にも合する。すなわち、ポツダム宣言、降伏文書は休戦を効果とする国際合意であり、これにより戦勝国も休戦の義務に服する。

注(4) ポツダム宣言、降伏文書が休戦協定の性質を有するとしても、右合意の後において新たに軍事占領を企図することが協定違反であるかどうかは一つの法律問題である。ポツダム宣言には、前述の通り、連合国による管理占領の規定はある（七項、十二項）が、これ等はここにいう特定戦勝国による新しい軍事占領を意味するものではない。休戦協定に特別の該当規定がない場合、軍事占領は許されるかどうか。この点について田岡博士は「・・・かかる規定のない場合には休戦條約は、兵力間の争闘、戦線の進出等の作戦行動を停止するのみであつて、海上捕獲その他敵国民の財産権に対する侵害、敵国の封鎖・・・は禁止されていない」「休戦は單に戦闘の中断なる結果として、休戦條約が締結せられても・・・敵軍を攻撃し又は自軍の戦線を進出せしめる事を除いては、害敵手段の行使は一般に禁止せられていない」（大綱下巻）と述べている。この見解に従うときも、敵国の軍事占領は自軍の戦線を進出せしめ、国境を超えて侵入し事実上の権力を樹立する敵対行動と考えられるから、休戦協定に反すると考えられる。信夫博士は、休戦がいわゆる全面的休戦であり、且つ講和條約への予備的段階の性質を有する場合には、休戦規約に別段の定がないときは、一切の敵対行動は理論的には相互に停止されるべきである旨を述べている。

注(5) セパレート・ピース後における他国による日本占領の問題は、憲章第百七條の「この憲章のいかなる規定も、第二次世界戦争中にこの憲章の署名国の敵であつた国に関する行動であつて、この行動について責任を有する政府が右戦争の結果として執り、又は許可したものを、無効にし又は排除するものではない」との規定により、国連の干渉が排除されるように見えるが、この問題は関係加盟国間の問題でもあるからその意味で国連がこれを取上げることも可能であろう。この点については既に西

独の通貨改革に関連するベルリン封鎖問題（一九四八年三月以降）において先例が見出される。英、米、仏、ソ四カ国間の交渉の行詰つた結果、西欧側はこれを一九四八年九月二十九日国連に対し提訴した。この提訴は(イ)ソ連の行動は憲章第二條所定の紛争の平和的解決の義務に反し、(ロ)それは第七章における意味の平和に対する脅威に相当し(ハ)憲章第三十三條所定の平和的解決の手段（交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は取極の利用等）がつきたということを根拠にするものであつたが、ソ連は(イ)この問題は旧敵国に関する行動の問題で四大国外相会議の専管事項であり、(ロ)ベルリンに関し何等平和に関する脅威はなく、(ハ)西欧側の提訴は憲章第百七條に反するとして反対した。この問題は迂余曲折の後結局同年十二月一日安全保障理事会は両当事者の受諾をえて公式の表決によらず技術的解決案を決定し、四国間の対立の一応の鎮靜に役立つた。（調査局、国際連合の歩み、上巻）

（欄外記入）増田官房長官のために稿して手交したり（次官から）

天皇制について

極秘

天皇制について

(昭和二五、三、一三)

目 次

まえがき

一、ポツダム宣言と天皇制

二、天皇制の根本的改革

三、新憲法下における天皇制の機能

四、天皇の戦争責任問題

むすび

まえがき

降伏の条件として日本国民と政府が最後まで堅持したのは天皇制の維持ということであつた。政治的独立と経済的生存の維持ということももちろん降伏の前提条件ではあつたが、前者はポツダム宣言の示した条件第十において、また、後者は条件第十一において認められていたから、特に問題とはならなかつたのである。

日本人は、日本国は天皇を中心とした一大家族の協同体であり、天皇と国民との関係は父子の如きものであるという国家的理念をもっている。この理念は従来道德、宗教、文化、社会等国民生活の各面に具現されて来たのであるが、その最も顕著な、そして實際的に最も重要な発現は政治形態において見られたのである。それは、具体的には、天皇が、皇統に属するということを根柢として、日本国の元首であり、統治権の総攬者であるという制度であつた。従来、天皇制というときは普通これを指したのである。

一、ポツダム宣言と天皇制

一国の政治形態はその国（ネーション）が自由に選び得ることは国際的に認められた原則である。ポツダム宣言も、その条件十二に表現せられた所から推して、この原則を前提としているものと思われたのであるが、戦争中連合国において天皇制廃止論が相当盛んでもあつたので、日本政府としては同宣言受諾に際し、国民が重大関心をもつていたこの問題に関する連合国の意向を確認する必要を認めた次第である。この点に関し日本政府は一九四五年八月十日の米、英、中、ソ政府あて通告において左の通り申入れた。

The Japanese Government are ready to accept the terms enumerated in the Joint Declaration which was issued at Potsdam on July 26, 1945, by the heads of the Governments of the United States, Great Britain and China, and later subscribed by the Soviet Government, with the understanding that the said Declaration does not comprise any demand which prejudices the prerogatives of His Majesty as a sovereign ruler.

The Japanese Government hope sincerely that this understanding is warranted and desire keenly that an explicit indication to that effect will be speedily forthcoming.

これに対する右四国政府の名における米国政府の回答中天皇制の問題に関係ある條項は左の二つであつた。

From the moment of surrender, the authority of Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander of the Allied Powers, who will take such steps as he deems proper to effectuate the surrender terms.

The ultimate form of government of Japan shall, in accordance with the Potsdam Declaration, be established by the freely expressed will of the Japanese people.

日本政府及び軍部内においては、右の二條件は「主権的統治者として

の天皇の大権を害う」ものとして強硬な反対論を唱える者があり、廟議容易に決せず、果して終戦が天皇の熱望される如く行われ得るや一時は甚だ危ぶまれたのである。しかし天皇は、これらの條件は連合国が天皇制の存続を認めないということを毫も意味せず、日本の政治形態については連合国は干渉することなく日本国民が自由に決定することを承認したものであつて、右條件を受諾しても天皇制は必ずしも否定されるものではないとの見方を採用せられ、これによつてポツダム宣言の受諾が確定した。当時日本軍は猶、数百万の兵力を擁して盛んに本土決戦、一億玉碎を呼号し、一部にはクーデタをもつて降伏を阻止せんとする動きさえあつた。又、中には、連合国は終戦のための一時的方便として天皇制を認めるも、占領後、活殺自在の力をもつことになるから、如何なる態度に出るやも測られずとの疑惧の念から、前記の條件受諾の危険性を説くものもあつたのである。このような情勢にかかわらず、天皇は速に戦争の惨禍から人類を免れしめたいとの希望から、連合国の信義と良識に信頼してポツダム宣言受諾の勇断を下された次第である。

二、天皇制の根本的改革

建国後の約千年間を除いては、天皇は概ね実際政治には関與せられず、唯、国の元首として、又政治的權威の源泉としての名譽的地位（オナラリー、ステイタス）を有せられ、主として精神的、儀禮的機能を果して來られた。

然るに明治初期の政治家は徳川幕府の残存勢力を抑えて国家的統一を强行する必要上、君主主權主義の色彩強きプロシア流の憲法を制定した。即ち旧憲法の規定では、天皇は統治權の総攬者であり陸海軍の統帥者であり、又ある範囲内で議会とは独立に法規を定め得る権能を有せられることになつていた。しかしながら、他方、凡て國務については國務大臣が、また統帥についてはチーフス、オヴ、スタッフが天皇を輔弼することになつていたし、また立法權の行使は原則として議会の協賛を必要とし、財政支出は凡て議会の承認を必要とし、且つ議会は凡ての國務につ

いて内閣の施政を批判し、その不信任を決議する権能をもつていたから、旧憲法下においても政治の実権は主として内閣、軍、又は議会に在つたのである。

明治時代の前半においては、藩閥を背景とする官僚内閣が政治の実権を握り、議회를輕視し勝ちであつたが、憲法上議会には前記のような権能が與えられており、且つ民主主義的勢力が抬頭して來たので、議회를無視しては政治を円滑に運営することが出来なくなり、明治の後半に至り結局政党内閣が生れ、議會政治が原則となつた。天皇制の見地から言つても、人民のための政治、民意を尊重する政治がその要諦であるから、そのプロパーな運営は議會政治と矛盾することなく、むしろこれによつて最もよくその精神を活かすことが出来るのである。西園寺公、大隈侯、原敬、加藤高明伯等エンライトンされた政治家が目指したのは実にこの議會政治を内容とする英国流の立憲君主制の確立であつた。而して實際においても、これら政治家の指導と国民の政治意識の向上とによつて、議會政治は満洲事変前にはほぼ確立するに至つたのである。

然るに政党政治の腐敗と国民生活の經濟的行詰りに対する反動として起つたこの事變を楔機として、軍が實際政治の指導力となり、統帥權の獨立を濫用して、内は専制政治を强行し、外は膨脹政策をとり遂に太平洋戦争を起すに至つたのである。

要するに旧憲法下においても相当期間議會政治が行われたのであるが、形の上で君主主權主義を採用していたし、また統帥權の獨立等制度上の欠陥が少なくなつたので、非民主主義的又は軍國主義的勢力が天皇の名において権力を濫用しようと思えばそれが出来る余地を存したのである。

この苦き体験に鑑み、新憲法はその規定を民主主義政治の原則に嚴格にマツチせしめ、従來の天皇制とは著しく異つた政治形態を採用した。即ち「國政の權威は國民に由來し、國政の權力は國民の代表者がこれを行行使する」という根本原則に則り、主權は専ら國民に帰屬し、政治上の權力は全部民選議員から成る国会とその信任を基礎とする所謂議院内閣

に属することになった。それに伴って天皇の法的地位と権能は根本的な変革を見るに至った。即ち天皇の地位は統治権の総攬者から国家の象徴、国民統合の象徴に変わり、その権能は憲法に規定された形式的又は儀礼的な国事に関するものに限られ、国政には全く及ばないことになった。また軍備と戦争を抛棄したから、統帥大権も勿論無くなった。斯くて権力の地位にある者が天皇の名において大権を濫用する非民主主義的、軍国主義的政治が行われる余地は全然無くなった次第である。

ただ理論的な見地から、国家機関のうちに天皇という世襲的機関の存することは非民主主義的であるという議論もある。しかしながらこの機関が権力者として国政に干渉することはないのであるから、その存在は政治の民主主義的運営に実害無きのみならず、次の節に述べる通り天皇の世襲性という点が実に天皇制の機能の根柢をなしているのである。

三、新憲法下における天皇制の機能

新憲法上天皇の権能は形式的なものに限られ、天皇制のフアンクションは著しく減少するに至った。而も猶日本国民の大多数はこのような天皇制でさえその存続を希望している。その理由は外国人の充分理解し難い所であるかも知れないので、天皇の基本的性格と天皇制の諸々の機能について若干説明致度い。

天皇は何等自らの作為によらず、国法に定められた順序に従って世襲的にその地位につかれる。天皇は御生涯を通じてその地位に必要なしてふさわしい修養を積まれ、国民のモラル、リーダーとしての責任を自覚し、これを完全に果すよう絶えず努力せられる。このようにして天皇は日本国において最も私利私慾を超越した公的性格を有する方となられるべき地位にある。天皇制は次に述べるような諸々の機能をもっているが、それらは凡て天皇のこの基本的性格にその源を有する。

(イ)民主主義は多数決による政治である。而して多数決による政治が国

民の真の福祉を齎す賢明な、公平な善い政治たるためには少くとも国民の多数が高き教養と政治意識とをもつことがその前提条件であ

る。そのためには智性と徳性高き人々、殊に公平無私の心境にある人々が一般国民をエンライトンすることが必要である。我国においては天皇は明かにその一人である。新憲法下において天皇は権力者ではないが、その公的性格と名誉ある地位とに基いて、一個の社会人としてのその言動にもおのずから高き権威を伴うのである。

(ロ)民主主義の下においては、一旦多数によつて合法的になされた決定は、後日多数によつて合法的に変更せられるまでは、所謂「普遍意志」として国民の全部によつて尊重され、遵守されねばならない。このことは社会の平和と秩序を維持するために肝要である。そのためには普遍意志は成るべく超党派的、超階級的立場にある者によつて、公に宣告されることが効果的である。また対外的儀礼上国家を代表することも、このような人によつてなされることを日本国民は望むのである。新憲法の下においても、法律や條約の公布、信任状や批准書の認証、総理大臣や最高裁判所長官の任命、外国の大公使の接受、栄典の授與等が天皇によつてなされることになっているのは、こういう効果をもつであろう。

(ハ)道徳及び文化の擁護者又は奨励者としての天皇の機能も亦重要である。

これを要するに、我國民の伝統と現状から見て、天皇は社会和合の鍵として、また普遍的利益の擁護者としての存在価値を有せられ、天皇制は社会の平和と秩序の維持及び国際義務の円滑な履行に寄與するであろう。現在日本において天皇制廃止の立場をとっている政党は日本共産党だけである。それは天皇制が、暴力による社会秩序破壊の企図に対する障害になるからであつて、このことは取りも直さず、日本においては天皇制が民主主義的秩序の維持に役立つことを証明するものと言えるであろう。

四、天皇の戦争責任問題

天皇制の問題とは別に、今上陛下の戦争責任について往々議論が行わ

れる。戦争責任ありとする論者は次の如く言う。「天皇の権限は戦争を終らせたときに疑問無きまでに証明せられた。戦争を行うにも天皇の許可が必要であつた。若し天皇が戦争を望まなかつたのであれば、その許可を差控えるべきであつた。天皇が大臣の進言に基いて行動したとしても、それはそうすることを適当と認めたからであつて、天皇の責任を制限するものではなかつた」と。しかしながらこのような議論は、国務に関する責任についての旧憲法の規定、旧憲法下における政治運営の実際及び開戦決定の事情と終戦決定の事情との間に存する著しい差異を誤解している所から起るのではないかと思われる。

(イ)既に述べた通り、旧憲法において天皇は統治権の総攬者であり陸海軍の統帥者であると規定せられ、一見絶大な実権を掌握していられたように見える。然しながら立法権の行使は原則として議会の協賛を必要とし、財政支出は凡て議会の承認を必要とし、且つ国務即ち立法及び行政については凡て国務大臣が、また統帥^(帥カ)についてはチーフス・オヴ・スタッフ^(チーフス・オヴ・スタッフ)が、天皇を輔弼し、その責に任ずるものと定められていた。それ故、統帥は別であるが、政治の実際に当るものは、普通の事態においては、天皇ではなくて、内閣と議会とであつた。

西園寺公や牧野伯は天皇が英国国王のような立憲君主となられるよう御輔導し、天皇御自身も常にそのように心掛けられ、行動せられた。天皇は国利民福、立憲政治、世界平和の見地から、内閣や軍部に対して、善いことについては激励せられ、好ましくないことについては警告せられたが、究局的には、国務については内閣、統帥についてはチーフス、オヴ、スタッフの輔弼に従われ、統帥にも関係ある国務については、内閣と軍部との一致せる意見を嘉納されるという慣行が確立していた。

太平洋戦争の開始は実にこの種の事項に属するのであり、当時内閣と軍部の意見は完全に一致していた。開戦に至るまでには種々の

経緯があり、極東国際軍事裁判記録によつても明かな通り天皇は戦争を避けんとして屢々内閣と軍部に対して注意を與えられたが、最後には内閣と軍部の意見が開戦に一致し、東條内閣はこれ以外に途無しとして奏上したので、慣行に従つてこの意見を嘉納せられた次第である。即ち天皇としては立憲君主に普通期待せられる職責は果されると共に立憲君主としての分を守られたものと言ふことができるであろう。

然るに終戦の場合は、内閣と軍部との意見が一致しないのみならず内閣自体の中においても意見が一致しなかつたので、内閣の首班たる総理大臣が天皇の御意見を伺い、これに従うという異例の措置によつて始めて内閣とチーフス、オヴ、スタッフの意見をまとめることができたのであつて、開戦の場合とは全く事情を異にする。

(ロ)旧憲法において、国務に関しては、国務大臣が法制上の究局的責任者であり、統帥に関しては、チーフス、オヴ、スタッフ^(チーフス・オヴ・スタッフ)が究局的責任者であり、天皇は無答責の地位に在りましたのである。このことは国務大臣やチーフス、オヴ、スタッフ^(チーフス・オヴ・スタッフ)が天皇の責任を代つて負うということではなく、国務や統帥はその輔弼によつてのみ処理せられるのであるから、自らなした輔弼の行為について自らが責任を負うという意味である。この点については日本憲法学者の意見は一致していた。国務についてある決定の行われる際に、天皇や軍部や重臣や枢密院等が如何なる意見を述べたとしても、それに従うと否とは、究局的には内閣の決する所であり、それ故その決定について国務大臣が責任を負うのである。この天皇無答責の原則は、天皇は国務について究局的には必ず国務大臣の輔弼に従われることを要するという憲法上の原則及び実際上もそうであつたという憲法的慣行と相照応するものであつて、決して天皇の責任免れのための擬制ではない。

(ハ)のみならず、記録の示す所によれば、天皇が開戦のため積極的役割を果された事実無きはもちろん、寧ろ戦争を回避せんがために再三

内閣及び軍部に注意を與えてデイスカレッツヂされ、殊に東條内閣成立に際しては、問題の一九四一年九月六日の御前會議決定の白紙還元を御指示になつたほどである。

なお、当時天皇の置かれていたサーカムスタンスを見るに、枢密院、議會、重臣等のうちにも敢然戦争に反対した者無く、一般国民の動向も、その頃の新聞論調を見れば明かであるが、対外硬の意見が広く風靡していた。これ等の点についても、開戦の際の情勢は終戦の際とは大いに異なる。

こういう情勢の下において、あくまで開戦に反対せられたらんことを独り天皇に求めるのは、求める方が無理であろう。我国有数の自由主義的憲法学者の一人である佐々木惣一博士も、「近年我が国の誤れる行動の行われたのは、天皇への協力機関たる、軍部はもちろん、政府や立法院等の皆が、十分にその職分をつくさず、天皇への協力を誤つたことの結果である」と言い、責任は天皇の協力機関にあることを説いている。また既に引用した天皇に戦争責任ありとする論者さえも、この点については、次の如く言っている。「証拠の示す所によれば、天皇は常に平和を望んだのであるが、立憲的君主としての役割を果たすことを選んだから、おそらく自己のよりよい判断に反してであつたであろうが、各大臣やその他の者が進言した戦争を容認したのであつた」と。

むすび

日本国民及び政府としては、日本の政治形態は日本人が自由に決定し得るとの根本原則を連合国が確認したことを喜ぶものである。而して日本国民は、共産党を除くその大多数が、新憲法により、「日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴たる」天皇の存置をえらんだのである。新憲法下の天皇制は最早超国家主義や軍国主義に利用されるおそれは全然無く、むしろ民主主義的秩序の維持に寄與するものであると信ずる。

また天皇の戦争責任論については、旧憲法の規定と憲法的慣行と開戦の

事情から見て、天皇には責任無しと日本国民は信じており、連合国が戦犯裁判から天皇を除外したことは、我國民感情にも合致するものである。

96 昭和 25 年 5 月 31 日

安全保障(特に軍事基地)に関する基本的立場

付 記 昭和 25 年 6 月 25 日 上記文書(訂正版)

極秘

安全保障(特に軍事基地)に関する基本的立場

(一九五〇、五、三一)

広い意味で安全保障には、二つの面がある。一つは国内治安であり、もう一つは対外安全の保障である。

この二つに対するわれわれの基本的な立場は、「平和問題に関する基本的立場」の「安全保障」と「国内治安」の項で説明しておいたとおりである。即ち、

国内治安については、今日の世界では軍隊をもつて外部から国境を犯して侵略する方式よりも他国の内部に浸透して不安と擾乱とを工作しそれに乗じて暴力で政府を顛覆し傀儡政府を通じて国家を支配するいわゆる「見えざる侵略」がより多く採用されており、しかも、日本の地理的地位、国民生活の窮乏、軍隊の欠除は相まつかような方式による侵略を誘導しやすいという事情と政府の機能をまひさせるような大規模な罷業又は外国人を含む集団の大規模な騒擾が占領軍の介入によつてはじめて鎮圧し得た経験や、地震、洪水、津浪のような天災に際会して占領軍の出動援助によつて社会不安と疫病の発生の防止を全うするを得た経験が示すように、今日の日本の国内治安の維持には日本の警察力の外に占領軍の存在が大きく働いているという事情とを考慮に入れば、平和條約で日本の警察力に対して制限が設けられず、(イ)軍隊の欠除を考慮し日本の人口に対応して国内秩序の維持に充分な数の警察

力を保持し、(ロ)近代的犯罪及び集団擾乱に対抗できる近代的装備を警察が備え、(ハ)沿岸水域の治安維持に十分な海上警察及び装備を持つようにしたいというのである。

対外安全の保障については、新憲法の規定した戦争放棄と軍備放棄に徹することが日本の安全保障の根本義である。しかし、この憲法の大原則は、憲法も明言しているように、日本の安全を挙げて世界の平和愛好国の道義的支持にかけたものであり、「正義と秩序を基調とする国際平和」が確立されて始めて、目的を達成し得るものである。従つて、われわれは、そのような国際社会の確立を目的とする国連に対する日本の加入を連合国内において支持されることを平和條約で明白にしてもらいたい。しかし、実際問題として、日本の国連加入が実現するには相当の年月を要するのであろう。それまで、なんら外部からの保障もなしに無防備のまま今日の險惡な国際社会に投げ込まれることとなる日本のためなんらかの安全保障の措置を連合国内において考慮してもらいたい。

率直にいうことを許されるならば、平和條約が日本の完全非武装を規定するならばそれに対応して連合国内において日本の独立及び領土保全の尊重を誓約されて然るべき筋合と考えるというのである。

近時外国からの報道は、連合国内において、日本の安全保障が、日本自身の安全保障の見地から、または自国の安全保障の見地から、または西太平洋の全般的安全保障の見地から真剣に検討されつつあることを報道しておく。われわれはこの種の報道に接して欣快の情を禁じ得ない。そして、上述したようなわれわれの根本的立場がこれらの検討のうちに取り入れられておるものと信ずる。これらの報道のうちには、平和條約後において日本に連合国の軍事基地を設置することが安全保障措置の核心として考慮されておることを暗示すると同時に、この軍事基地設置案に対する日本人の反応を注意深く見まもっているようである。けだし現地住民の喜ばない軍事基地の保有がその目的を達成し得ないことは、歴史上の事実によつてよく証明されているからである。他面、在京外国通信員は頻繁にこの問題に対する日本人の考えにつ

いて通信を送っているが、それは大体に日本人の感情を否定的なものとして見ているようである。従つて、われわれは、この問題について確乎とした見解を表示して連合国の誤解を一掃しその政策の決定を援助しなければならない段階に達しているように感ずる。われわれの根本的立場は、次のようである。

一 占領管理の下における軍事基地

連合国はポツダム宣言で日本を占領することを決定し、日本は降伏文書で同宣言を受諾しこれを誠実に履行することを誓約し且つ連合国の管理の下に立つことを承諾しておく。従つて、日本は、連合国最高司令官が占領管理のため必要と判定されるすべての施設について命令に従つて協力しなければならない立場にある。日本は、誠実に協力してきた。これは、今後、占領管理の続く限り、変らないところである。

二 平和條約後の軍事基地

平和條約後に連合国が軍事基地を日本に保有することとなるかどうかは、まだ、確言できない。しかし、連合国でこの問題が取り上げられていることは、われわれのよく承知しておるところである。そして、

(イ)平和條約で軍事基地が規定されるとして、先例もある通り、連合国内において日本の條約履行を監視するために基地を設けることが考えられる。こういう意味の基地保有、いわゆる保障占領を主張しておく連合国も現にある。かような形式で軍事基地を保有されることは、ポツダム宣言を忠実に履行してきた日本の国民感情からして決して気持のいいことではない。しかし、連合国内においてこれを絶対必要として規定される場合があるとすれば、国民感情のいかに拘らず、やむを得ないと観念せざるを得まい。

(ロ)それとは別に、最近の新聞報道にしばしば出て来るように、日本の対外安全の保障、又は、自国の安全保障、又は西太平洋地域の全般的安全保障の見地から連合国（複数又は単数の）が日本に軍事基地を保有することを必要と認め、所要の規定を平和條約（又は平和條約と同時に作成される別箇の文書）に設けられることが考えられる。われわれは、

これは日本にとって結構だと考える。けだし、日本は、西太平洋に位置しており、この地域の平和の維持は、ひいて世界の平和を確立するゆえんであり、そして平和の確立は日本の最も必要とし最も念願とするところだからである。日本における連合国の軍事基地の存在によつて極東の平和が確立されるならば、それは日本の本望である。

軍事基地については、憲法の戦争放棄と軍備放棄との関連で問題とする向が多いように見受ける。いうまでもなく日本の戦争放棄と軍備放棄は憲法にあるとおり「正義と秩序を基調とする国際平和」を確立することを目的と致すものである。又、かような国際平和が確立されて始めて戦争を放棄し軍備を放棄したわが国の生存は安固たり得るものである。かような国際平和を確立するために日本に軍事基地をおくことが必要であると連合国において認定し所要の規定を設けようと考えられるならば、そのことは、とりもなおさず、連合国の軍事基地が日本にあるということは日本の憲法にもとるところがないばかりでなく、かえつて、わが憲法の精神を生かすゆえんであるとする点においてわれわれと所見を同じくせられることを意味すると思う。

(ハ)軍事基地の設置に当つては、しかし、次の事項に連合国が留意されることを希望する。軍事基地がその目的を達成するには現地住民の好感というものが絶対に必要である。連合国の軍事基地が日本人によつて好感をもつて受け入れられるためには、これらの事項は極めて重要なものである。

(一)基地の数は明確に定められたい。基地は本土を避け周辺諸島におかれることが望ましいけれども、本土内における基地を必要とする場合には最少限度の地点に限定されたい。

(二)基地の保有について期限を明定されたい。

(三)基地の設置及び維持に伴う財的負担はすべて設置国において負担されたい。これは、日本が基地を保有し得ないとする憲法から来る必然の要求であらう。

(四)基地に関連し連合国の軍隊及び連合国の搬入する物資などに対する特権免除について明確な了解を遂げ後日不愉快な紛争の発生しないように致したい。

(欄外記入) 論拠明了を欠く SY

(付 記)

極秘

安全保障(特に軍事基地)に関する基本的立場 (訂正版)

(一九五〇、六、二五)

広い意味で安全保障には、二つの面がある。一つは国内治安であり、もう一つは対外安全の保障である。

この二つに対するわれわれの基本的な立場は、次のように要約できる。

国内治安については、今日の世界では軍隊をもつて外部から国境を犯して侵略する方式よりも他国の内部に浸透して不安と擾乱とを工作しそれに乗じて暴力で政府を顛覆し傀儡政府を通じて国家を支配するいわゆる「見えざる侵略」がより多く採用されており、しかも、日本の地理的地位、国民生活の窮乏、軍隊の欠除は相まつてかような方式による侵略を誘導しやすいという事情と政府の機能をまひさせるような大規模な罷業又は外国人を含む集団の大規模な騒擾が占領軍の介入によつてはじめて鎮圧し得た経験や、地震、洪水、津浪のような天災に際会して占領軍の出動援助によつて社会不安と疫病の発生の防止を全うするを得た経験が示すように、今日の日本の国内治安の維持には日本の警察力の外に占領軍の存在が大きく働いているという事情とを考慮に入れば、平和條約で日本の警察力に対して制限が設けられず、(イ)軍隊の欠如を考慮し日本の人口に対応して国内秩序の維持に充分な数の警察力を保持し、(ロ)近代的犯罪及び集団擾乱に対抗できる近代的装備を警察が備え、(ハ)沿岸水域の治安維持に充分な海上警察及び装備を持つようにしたい。

対外安全の保障については、新憲法の規定した戦争放棄と軍備放棄に徹することが日本の安全保障の根本義である。しかし、この憲法の大原則は、憲法も明言しているように、日本の安全を挙げて世界の平和愛好国の道義的支持にかけたものであり、「正義と秩序を基調とする国際平和」が確立されて始めて、目的を達成し得るものである。従つて、われわれは、そのような国際社会の確立を目的とする国連に対する日本の加入を連合国内において支持されることを平和條約で明白にしてもらいたい。国連に加盟することによつて日本は憲章第七章の規定する安全保障を享受すると共に日本としても同章による義務をわが憲法の許容する限度において負担すべきものとする。しかし実際問題として、日本の国連加入が実現するには相当の年月を要するのであろう。また、国連憲章第七章による安全保障は一部加盟国の態度によつて現在のところ作用しえない事態におかれておるのである。従つて、日本の加盟が実現し且つ憲章第七章が作用するようになるまで、なんら外部からの保障もなしに無防備のまま今日の險惡な国際社会に投げこまれることとなる日本のためなんらかの安全保障の措置を連合国内において考慮されるよう懇請せざるをえない。率直にいうことを許されるならば、平和條約が日本の完全非武装を規定するならば、それに対応して連合国内において日本の独立及び領土保全の尊重を誓約されてしかるべき筋筋と考えるものである。

われわれは、近時連合国当局において、日本の安全保障が、日本自身の安全保障の見地から、または自国の安全保障の見地から、または西太平洋の全般的安全保障の見地から真剣に検討されつつあることを承知しており、欣快の情を禁じ得ない。そして上述したようなわれわれの立場がこれらの検討のうちに取り入れられておるものと信ずる。国外からの報道は、平和條約後において日本に連合国の軍事基地を設置することが安全保障措置の核心として考慮されておることを報道すると同時に、この軍事基地設置に対する日本人の反応を注意深く見まもっているようである。けだし現地住民の喜ばない軍事基地の保有がその目的を達成し得ないことは、歴史上の事実によつてよく証明されているからである。他面、在京外国通信員は頻繁にこの問題に対する

日本人の考えについて通信を送っているが、それは必ずしも本問題を十二分に考慮した上での結論を正確にとらえているというものではないようである。従つて、われわれは、この問題について確乎とした見解を表示して連合国の誤解を一掃しその政策の決定を援助しなければならない段階に達しているように感ずる。われわれの見解は、次のようである。

一 占領管理の下における軍事基地

連合国はポツダム宣言で日本を占領することを決定し、日本は降伏文書で同宣言を受諾しこれを誠実に履行することを誓約し且つ連合国の管理の下に立つことを承諾しておる。従つて、日本は、連合国最高司令官が占領管理のため必要と判定されるすべての施設について命令に従つて協力しなければならない立場にある。日本は、誠実に協力してきた。これは、今後とも、占領管理の続く限り、変らないところである。

二 平和條約後の軍事基地

平和條約後に連合国が軍事基地を日本に保有することに決定されるかどうかは、まだ、確知していない。しかし、連合国でこの問題が取り上げられていることは、よく承知しておるところである。そして、

(イ) 平和條約で軍事基地が規定されるとして、先例もある通り、連合国内において日本の條約履行を監視するために基地を設けることが考えられる。こういう意味の基地保有、いわゆる保障占領を主張しておる連合国も現にある。かような形式で軍事基地を保有されることは、ポツダム宣言を忠実に履行してきた日本の国民感情からして決して気持のいいことではない。しかし、連合国内においてこれを絶対必要として規定される場合があるとすれば、国民感情のいかににかかわらず、やむを得ないと観念せざるを得まい。

(ロ) それとは別に、最近の新聞報道にしばしば出て来るように、日本の対外安全の保障、又は、自国の安全保障、又は西太平洋地域の全般的安全保障の見地から連合国（複数又は単数の）が日本に軍事基地を保有することを必要と認め、所要の規定を平和條約（又は平和條約と同

時に作成される別箇の文書)に設けられることが考えられる。われわれは、これは日本にとって結構だと考える。けだし、日本は、西太平洋に位しており、この地域の平和の維持は、ひいて世界の平和を確立するゆえんであり、そして平和の確立は日本の最も必要とし最も念願とするところだからである。かような平和の維持のための安全保障の取極に日本が当事者として参加し、この取極が実効的に作用しうよう憲法の許容する限度において協力することは、日本として当然なすべきところと考えるものである。この安全保障の取極によつて日本が連合国(複数又は単数の)に国内で基地を保有することを認めることについては、憲法の戦争放棄と軍備放棄との関連で問題とする向が多いように見受ける。いうまでもなく日本の戦争放棄と軍備放棄は憲法にあるとおり「正義と秩序を基調とする国際平和」を確立することを目的とするものである。又、かような国際平和が確立されて始めて戦争を放棄し軍備を放棄したわが国の生存は安固たり得るものである。かような国際平和を確立するための取極において、日本に軍事基地をおくことが必要であると連合国において認定し、取極当事者としての日本の協力義務として所要の規定を設けようとするならば、そのことは、自ら戦争をしない、また自ら軍備を保有しないと自制している憲法の明文にもとるところがないばかりでなく、かえつて、わが憲法が明言しているように新憲法の有効に存立するに不可欠の国際的條件すなわち正義と秩序とを基調とする国際平和の確立に寄與するものであつて、わが憲法の精神を生かすゆえんであるというべきものである。しかして、連合国がかような措置を決定されることは、とりもおさず、この点においてわれわれと所見を同じくせられることを証明するものと思うのである。

- (ハ) 軍事基地の設置に当つては、しかし、次の事項に連合国が留意されることを希望する。軍事基地がその目的を達成するには現地住民の好感というものが絶対に必要である。連合国の軍事基地が日本人によつ

て好感をもつて受け入れられるためには、これらの事項はきわめて重要なものである。

- (一) 基地は、世界の(又は西太平洋の)平和維持のための安全保障の枠内で設定されることを要する。
- (二) 基地の数は限定されたい。基地は本土を避け周辺諸島におかれることが望ましい。しかし、本土内における基地を必要とする場合には、最少限度に限定されたい。
- (三) 基地の保有について期限を明定されたい。期限は、上述した基地の性質上国連憲章第七章による安全保障機構が有効に作用しうるに至るまでとするのも一方法であろう。
- (四) 基地の設置及び維持に伴う財的負担は設置国において負担されたい。
- (五) 基地に関連し連合国の軍隊及び連合国の搬入する物資などに対する特権免除並びに基地の設置及び維持に関し日本側の提供すべき役務その他について明確な了解を遂げ後日不愉快な紛争の発生しないようにすることが肝要である。

(欄外記入) 自分だけで作り、誰にもみせていない。西村記入 29/9/50

対日平和条約の経済的意義について

極秘

平和条約の経済的意義

(われらの立場)

一九五〇、五、三一

は し が き

- 一 賠 償
- 二 在外資産
- 三 割譲地に関する経済財政事項の処理
- 四 貿 易
- 五 産業水準
- 六 経済援助

は し が き

われわれは、今民主的な平和愛好国としての日本を建設している。このために絶対的に必要な条件のひとつは、日本国民に合理的な生活水準を確保し且つこの水準を国民の刻苦勤勉を通じて向上することができるという明日への希望をもたせることである。しかも、このことは、日本の自立経済によつて達成しなければならない。でない限り、日本は、ながく他国の負担にならないで国家生活を維持することができず、しぜん独立の一員として国際社会に復帰する資格ももてないからである。

終戦以来今日までのところ、戦争の結果極度に低下した日本国民の生活水準は、米国の適時の寛大な援助によつて更に悪化することを免れたのみならず、上昇の途についた。これは、われわれの大いに感謝し、また、欣幸とするところである。が、日本経済の自立という点になるといまだ道遠しとの感じがつよいということをかくすわけにはゆかぬ。

平和条約が敗戦国にたいして有する経済的意義は極めて大きいものである。平和条約が敗戦国の民主的平和国家の建設に確たる経済上の基盤を與えその経済の自立を促進助長する趣旨をたいして作成されるか、それとも政治的な考慮または応懲心によつて支配されるかは、敗戦国民に致命的な影響をもちうるものである。最近の国外からの報道は、主要連合国において主として前者からの考慮を、対日平和条約の作成について、加えられようとしていることを察知させるものが多い。このことは、われわれに限りないよろこびを與えるものである。

一 賠 償

われわれは、敗戦の結果として連合国にたいして賠償の責任をおうものであることをよく承知しておる。また、賠償に関する連合国の根本原則とか主要関係国の政策というようなものについてもある程度承知しておる。われわれは平和条約によつて課されるであろう賠償を忠実に履すべきでありと信じ且つ履行する覚悟であるだけ、次のようなことがらを連合国において考慮にいらていただきたいと思う。

日本経済の基盤は、戦争の結果、領土の縮少、それにともなう産業資源の喪失、生産施設の破壊と老朽化、蓄積資本の減少、国民所得の減少、技術進歩の停頓、国外市場及び外地市場の喪失、国内市場の収縮、人口圧力の増加等のため、著しく弱体となつてゐる。自然日本経済の生産力は減退し国民生活は人間らしい生活水準を維持するためにすら外国の援助なくしてはできなくなつてしまつてゐる。かような基礎条件のもとにある日本の経済に対して、既に撤去された工場施設の外に、更に賠償として生産、動力、運輸、通信等の施設が撤去されるとか、新規の生産物から賠償が取り立てられるならば、日本経済の基盤は現在より更に弱いものとなりそれだけ国民の生活水準を低下するか、あるいは外国からの援助に依存する度合を増さざるを得ないであろう。

施設の撤去が行われる場合には、生産力の低下とか生産費の増加など当該産業に多大の打撃を與える。のみならずそれは必然的に失業の発生をともし

い、又新しい資本の投下を必要としよう。

新規生産物の取立が行われる場合には、その製造に要する原料輸入のため日本経済の復興に寄與しない外貨支拂が増加することとなる外、取立られる生産物の買上げが物の裏付けのない財政支出を増加しインフレーションを誘致する虞がある。

賠償取立によるこれらの影響は、現在のぜい弱な日本経済の耐え得るところではない。このことは、賠償の外に、占領軍費を負担しており、又略奪財産の返還や在日連合国財産の回復などに伴う巨額の財的負担を負わねばならぬと同時に、ぼう大な戦前債務の元利償還を再開しなければならぬ立場に日本経済があることを考えれば、たやすく理解してもらえと思う。他面、連合国においては、ぼう大な日本の在外資産を既に処分し、又はこれから処分されようとしておられる。又領土の獲得に伴ってそこにある巨大な国有、公有財産を相続するのみならずそこにある私有財産までもが在外資産と同様に処分されようとしている。彼之思い合せて、われわれは、既に撤去済の施設以上に賠償の取立が行われぬよう切実に希望せざるを得ないのである。

二 在外資産

終戦前の日本人の在外資産は、ぼう大な額に上った。終戦後政府の手によって詳細調査が行われて、一つの推定額は得られている。

この在外資産が平和条約によつてどう処分されるかは、その持主である日本人はもちろん日本人全体の大きな関心事である。日本人が、この問題が公正に処理されることを希望していることは言うをまたない。そしてかれらが「公正」というときにかれらが、戦時国際法の「私有財産は尊重されねばならぬ」という大命題とわが憲法の「財産権の不可侵」の保障とを考えているのも事実である。

しかし、われわれとしては、今日まで公にされた連合国の各種の公文書によつて、また既に締結された平和条約の先例によつて、日本人の在外資産が公有たると私有たるとを問わず所在国政府によつて処分されるであろう（又は既に処分されている）ことを予測している。従つて、われわれの関心は、

処分そのことよりも処分に伴う善後措置にその重点を移行せざるを得なくなるのである。又最近の関係日本人の注意も次第にその方向へ向いてきている。かれらが最近在外資産に対する政府の補償を強く要望しつつあることが、それを物語っている。

この点について、われわれは、こういう風に考える。私有財産の尊重という戦時国際法の根本原則は、尊重しなければならぬ。又事実尊重されるであろう。で、賠償の見地から日本人の在外資産をすでに処分し又は今後処分しようとする連合国は、私有財産尊重の原則をつらぬくために、処分によつて連合国の負担する補償義務を平和条約によつて日本政府に転嫁されるであろうと。

しかし、実に困難な問題がここに存在することを、われわれは、指摘しなければならない。日本人の在外資産は巨額に達する。従つて政府が補償義務を受諾する場合、日本の経済力をもつては到底負担しきれない財的重荷を負うことになるというのが一つである。今一つの困難は、政府が補償義務を受諾するのは在外資産が賠償として連合国により処分されて現実に日本のための勘定にかき入れられるからであり、従つて、政府の補償義務もその限度において存在するわけである。ところが、現実はどうかという、特にアジア大陸及び割譲地域における日本人の在外資産は日本人の強制引揚とこれらの地域の特殊な政情とにわざわざされて、ほとんど遺棄同様の形で残された。それに、終戦から平和条約まで長い年月の間その政情は世界の人々のよく知っているように幾変転を続け、今後もなお続けそうである。かようにして、これらの地域における日本人の資産のどの部分が正式に権限ある当局によつて処分され、どれだけそれが日本に対する請求権の充足にあてられたかなど分るものではない。かような事情を考慮に入れると先に述べたような單純な原則的な規定だけでは、日本政府による善後処理は、実施不可能である。これが、困難の一つである。最後に、アジア大陸の特定地域には、日本人の在外資産の根幹をなす、ぼう大な投資があつた。終戦後その地域を占拠したある連合国は、これらの資産を戦利品として搬出しているようである。

戦利品の範ちゆうにこれらの資産が入るべきでないことは戦争法規からみて疑問がない。われわれは、これらの資産があくまでも他の地域における資産と同様な原則によつて処理されることを強く要望したい。

日本人の在外資産の処理は、かようにして、実に困難な問題である。この辺の事情は、連合国においてもよく理解してもらえらると思う。われわれとしては、この特種の事態に対応して、公正且つ実施可能な解決を案出されるよう希望したい。将来の日本経済の背負いきれない補償を結果するような原則的規定とか、資産所在国政府の協力なくしては実施できないような原則的規定は、是非とも回避して、政府が国の財的能力と他の戦災被害者との公平関係とを考慮して自由裁量をもつて善後措置を講じ得るよう配慮されることを切望してやまない。

三 割譲地に関する経済財政事項の処理

領土の割譲に伴う経済財政問題については、賠償に関連して、一言触れたところである。この問題は、日本にとつて極めて重要であるから、ここに一項を設けてわれわれの考えを説明しておく必要があると思う。

日本は敗戦の結果、朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島などを放棄することとなつた。これらの地域は、旧日本領の四三・五%、人口の上では旧日本の総人口の二九・二%を占めていた。これらの地域に在住していた日本人（内地人）は、朝鮮七十万（一九四四年）、台湾三十四万（一九四〇年）、樺太四十一万（一九四〇年）、関東州二十二万（一九四三年）、南洋群島八万（一九四〇年）で、総計二〇〇万に垂んとしていた。その統治期間は、短くて二十年余、長いのは半世紀に及んでいたもので、これらの地域と本土との間には、当然経済上、財政上密接な関係が存した。これらの地域の分離は、だから経済上にも、財政上にも、調整を要する幾多の事項が残されている。これらの調整の基準は、もちろん、平和條約で確立されると思う。われわれは、連合国がこの基準を決定されるに当つては、次のような事柄を充分考慮に入れられるよう熱望してやまないものである。

（イ）先ず指摘したい点は、日本のこれらの地域に対する施設が決して世にい

う植民地に対する搾取政治と目されるべきものでなかつたことである。逆にこれらの地域は日本の領有となつた当時では最も最も未開発な地域であつて、各地域の経済的、社会的、文化的の向上と近代化は専ら日本の貢献によるものであつた。そして日本がこれらの地域を開発するに当つては、年々国庫から各地域の予算に対し多額の補助金を與え、また現地に蓄積資本のない関係上、多額の公債及び社債を累次内地で募集して資金を注入し、更に沢山の内地会社が、自分の施設を現地に設けたものであつた。一言にしていふと、日本の統治は、「持ち出し」になつていたといえるのである。

（ロ）次に指摘したいことは、これらの地域において長年にわたつて平和的な生業を営んでいた日本人は全部引揚げさせられ、日本資産は国有財産と公有財産ばかりでなく、かれらの努力で平和に蓄積された私有財産までが、すでに事実上接收されており、平和條約はこれを確認するであろうと思われる点である。割譲地在住の文民及びその私有財産に対するかような待遇は、今日までの国際慣例に類のない苛酷なものといえる。是非とも今少し公正な人道的な考慮を、私有財産の処分につき、加えられるよう日本人が念願するのは無理ではあるまい。

（ハ）最後に、割譲地における日本の国有、公有、私有財産の処分について規定される場合には、これらの財産はたしかに割譲地に関する一切の対日請求権を償つてはるかに余りあるものであるから、財産の接收に加えて各個の公私の債務（公債、恩給、社債、保険、私的債務、通貨など）について日本の公私の分担を追求しないようにされたい。

この解決方法は、（イ）と（ロ）に述べた事情を考慮されるならば、決して衡平を失したものでなく、むしろ簡單明快にワンス、アンド、フオア、オールに解決することができて、後日の紛争の種を除くものであることが理解されるであろう。又経済的にみても、そうしないで、公私の各請求権を政府、法人又は個人に追求することを認めるならば、これは日本の負担能力をはるかに超え、日本の経済自立はいよいよ難しくなるであろう。

四 貿易

日本の経済は、戦前最も繁栄していた時期においてすら、国内の資源のみではその人口を扶養できず、諸外国との経済交流に依存する度合が大きかった。ところが、戦争の結果によつて、この対外依存度は大巾に増加している。従つて、世界の貿易関係に参加する必要が最も痛切に感じられるのである。このことは、今日連合国によつて広く認められてきているようで、われわれとして喜しく感ずるところである。平和條約の成立する暁には、貿易参加が全面的に容認されることを、われわれは衷心期待しており、同時に、わが国の貿易が今後国際的な公正な貿易慣行を最も忠実に遵守しフェア、コンペションの上に国際物資交流の拡張に努めなければならないことを了知しておく。諸外国においても日本国民、商品、船舶に対して差別的待遇を加えられないよう希望する。

五 産業水準

最近における技術の進歩は、各国の特産品の相対的価値を著しく減じた。このことは、日本の経済にあてはまる。日本の経済は、その生産条件が著しく悪化した上に、その戦前の特産品が価値を失つてしまつたから、今後は、従前にましてあらゆる部門で、世界経済の推移に順応しつつ、その生産能力を十分に発揮しなければならない。そうしなくては日本の国際收支の均衡は望めない。従つて、日本経済の構造と規模とに対して制限が加えられてはならない。国際的に問題とされやすい海運と漁業についても、それが日本の自立経済の実現に特に深い関係があるところから、平和條約でなんらの制限も課されないよう希望したい。もつとも、われわれは将来再び軍国主義的な侵略に出ようとは夢想だにしないものであるから、第一義的軍事産業の形成に対して連合国がある種の保障を設定されようとすることは、これを諒とするものであることを附言しなければならない。

日本の近隣諸国のうちには、日本経済の復興が、かれらの国民経済を圧迫しはしまいかと危惧して、日本経済の将来の発展に対してある種の限度を設けねばならぬと主張する声がある。しかし、日本の経済と近隣諸国との経済

は、元来、競争関係にあるのではなくて、むしろ、相互補完の関係にある。日本経済の復興は、これらの諸国の経済復興のために利用し得るものであり、又利用すべきものである。連合国がかような声に左右されてわが経済に対して制限を設けるようなことを考えられないように希望したい。

この文書の冒頭にも言つたように、民主政治の確立には国民の経済生活の安定と向上とが、裏付として、不可欠である。今日、極東地域の政情は極めて不安定である。この地域において民主政治と共産政治との両勢力は相激突して同地域に国をなしている各民族の心をとらえようと競ひ合つている。この裡に、日本は、民主的な平和愛好国としての建設を着実に進めている。日本の民主政治が確乎たる経済的基礎の上に確立するかどうかは、直接間接この地域における各民族国家の帰趨に影響するところ大であろう。われわれは、連合国においてこういった政治的な考慮をも加えられて、日本の産業水準を考えられ、日本人に自分の努力次第で、自分の経済生活を安定させ向上するように措置せられたいと思うのである。

六 経済援助

われわれは、国民経済の安定と復興に全力を挙げて努力しているけれども、現在の極めて低い生活水準を維持するためにさえ、多大の輸入物資を必要としている。しかも、輸出代金だけでは、輸入代金をまかない切れない実情である。そして遺憾ながら、他国からの援助によつてようやく国民経済を支えている現状である。しかも、最も希望的な観測によつてすら自力で国際收支の均衡を達成し維持できるようになるには、なお未だ数箇年を必要とするとされておる。われわれは、それまでの間平和條約後においてもアメリカが引き続きその寛大な経済援助を継続し日本の経済自立の達成を支持されるよう希望せざるを得ない。われわれとしては、アメリカの経済援助がいつまでも、従来のように、一般納税者の負担においてする政府的援助の方式をとることができず、なるべく早い期間に、民間資本ないし民間技術の導入という方式に移行する必要があることも万々承知しておる。従つて、われわれもその方向への移行に即応するよう国内法制の整備その他所要の措置を進めつつ

ある次第である。

対日経済援助に関連しては、産業水準のところで触れたように日本の近接諸国の一部に、ある種の偏見があることは否めない。それはアメリカが昨日の敵国に対して同盟国に対するより以上に友好的な援助を與えておるのではないかという見解である。この見解に対するわれわれの気持は、既に述べたとおりである。そこで述べたように、われわれは、ここでも東亜諸国の経済と日本の経済が本質的に有無相通の関係にあり、従つて日本経済の自立と発展とは直接間接東亜諸国の経済の自立と発展とに寄與する関係にあることを指摘したい。この関係は、最近東亜諸国によつてもようやく広く認められるようになり、日本の工業力の充実が結局これらの地域の一般民生の向上に不可欠の一要因であるとみる傾向が生じたことは、われわれの心ひそかに欣快とするところである。しかしながら、この点について、われわれの指摘しなければならない一つの事実がある。それは、従来日本の経済は中国と密接な関係にあつた。中国は日本商品のよい市場であると同時に日本工業のよい原料供給者でもあつた。東亜における政治情勢の変化は、しかし、もはや、かような関係が将来日本との間にそのまま復活するなどとは、到底考えられない事態になつてしまつていくということである。その結果、われわれは日本の経済が中国との交易関係が縮少しただけ、他の部面、特に東南アジア地域との関係を伸張させねばならない運命に置かれている。幸い、日本経済と東南アジア諸国の経済は典型的な相互補完の関係にあつて、現に太平洋戦争の終末に至るまで、よかれあしかれこれらの地域とは経済上の密接な協力関係が存在していた。最近アメリカは、世界平和の維持の上から未開発地域の経済開発援助計画に、国連とともに、乗り出しておられる。そして、東南アジア地域が同計画の適用の対象とされているように国外からの報道は報じている。われわれは、連合国、特にアメリカにおいて、日本とこの地域との間の貿易を盛にし、又は、この地域の開発に日本の工業力ないし、ある種の技術を利用することが、日本の経済の復興のみならず、ひいては、この地域の経済の興隆と数億にのぼる住民の生活水準の向上に寄與する可能性があること

を認識されて、対日援助をひとり日本のみの問題とせず広い意味での東南アジア未開発地域への援助の一かんとしても考慮されたいことをお願い致したい。

98 昭和 25 年 6 月 19 日

講和と日本の安全保障

千九百五十年五月十五日 稿
" 六月十九日

(欄外記入)

講和と日本の安全保障

目次

- 一、日本の安全保障 . . . [一頁]
- 二、永世中立 . . . [二頁]
- 三、軍事基地の問題 . . . [四頁]
- 四、全面講和果して望みなきか . . . [六頁]
- 五、單獨講和と永世中立 . . . [十一頁]

——以上——

一、日本の安全保障

独立回復後における安全保障は軍事同盟か、集団保障の何れかを選ぶべきであるが、同盟は対抗意識を基調とするものであるから平和国家としての日本としては極力これを避けねばならない。従つて協同的精神または連帶的意識を基調とする集団保障によるべきだということになるが、集団保障にも国際連合の如き世界的組織のものと、永世中立の如き特種のものとがあるから、日本として今日の場合その何れを採るべきかということが問題となる。

私見では国際連合は国際連盟と同じく世界的安全保障の持つ弱点がある外に機構そのものゝ缺陷（安全保障理事会における拒否権の如き）があるためにこれに多きを期待することは出来ない。この事は国際連合が出来て間も無

い今日早くも西ヨーロッパ連合や、北大西洋条約のような地方的集団保障（見ようによれば同盟）が出来たことによつても明かだ。

そこで残されるのは永世中立であるが、日本は果してその安全保障をこれに托し得るであろうか、それとも永世中立は今日の国際情勢から見て实际的でない理想論にすぎぬであらうか。

二、永世中立

永世中立には一般人には勿論、学界にさえいろいろ誤解があるようだ。

其の一は永世中立はいざという場合に役に立たないということだ

其の二は永世中立は関係国間の條約によらなければならないが、現在の国際情勢においては條約の締結は不可能だというのである。

永世中立はいざという場合に役に立たないという者は、第一次及び第二次の世界大戦においてベルギーは独軍に蹂躪され、甚しい苦難と損害を受けたことを指摘する。成る程第一次世界大戦のときベルギーが永世中立国であったに拘らず独乙から侵略を受けたことは事実だ。従つて永世中立は安全保障として頼むに足らないということは一應いいうるが、しかしながら第二次大戦の際にはベルギーは永世中立を捨てて、国際連盟による保障と、英仏との片務的同盟とによつて護られていたにもかかわらず、第一次世界大戦の場合と同様独乙からの侵略を免れえなかつた。して見れば同盟も集団保障も安全保障として永世中立以上に頼みになるとはいえない譯である。

永世中立は現在の国際情勢において不可能だという論者は、永世中立は條約によらなければならないものだと考えているようだが、なる程永世中立は過去においては條約によつておるけれども、その成立は必ず條約によらなければならないというような固定した考方をする必要はない（五、單獨講和と永世中立の項参照）。のみならず假りに條約によらなければならないとしても條約参加にソ連が必ず反対するとは限らない。少くとも提案して見なければわからないことである。

その理由は米ソ間の冷い戦争は尖鋭化しておるが、ソ連としては日本を自己陣營に引きつける可能性少しと見れば、日本が米国の勢力下に走ることを防

ぐ意味合から、むしろ永世中立條約に同意するかも知れないのである。これを永世中立の歴史について見ると、強国によつて挟まれた一国又は一地方につき、関係国の利害が対立激化して容易に解決がつかず、相手に譲つて終うよりは何れの方からも手を出しえぬようにした方がよいという情勢下に、永世中立とか緩衝地帯とかが生れておるのであつて、今日の如く米ソの間に日本をめぐつて冷い戦争が激化しておる情勢下においてこそ、日本の永世中立が可能でありうるともいいうるのである。

日本の安全保障には永世中立が最も適當であつて、可能性もあることは前述せるところで略これを明かにしたと思う。

三、軍事基地の問題

上述の通りだとすれば軍事同盟を前提とする軍事基地の提供は安全保障という観点からは問題にならない譯だが、一部の人は軍事基地を供與しなければ米国資本は安心して日本へ入つて来ない。米国資本が導入されなければ日本の経済復興は出来ないという。外資導入が日本に必要なことは勿論だが、外資を導入しなければ日本経済は崩壊するのか、それとも経済回復が後れるというのか、若し外資を導入しなければ日本の経済が崩壊して收拾出来ないようになるというのであれば安全保障という観点を離れて考えて見なければならぬかもしれない。

然しそうでないとすれば日本を一方の陣營に投げ戦争の危険を犯し、新憲法の理想に遠ざかるような基地設定を許與してまで外資を導入しなければならぬということはない。ある論者はまた、米国が基地を要求した場合これを拒否すれば対日援助は打切られるものと思わねばならぬとか、もし基地を供與しなければ米国が撤兵しないといつたら何とするかなど、おどし文句のようなことをいつているが（こういう議論は当初日本における外国通信員などの口からも出たように思う）、そう簡単にいえる問題でない。若し米国が撤兵しても、又本土に米国の基地を設定しなくとも日本をソ連の勢力下に置かずに済む方法が他にあるとしたら、米国としても強いて日本に駐兵したり、軍事基地を設けたりする必要はなかろう。又、日本としては出来るだけ新憲法の明

文と精神とを害わない方法、機構によつて日本の独立と領土の安全保障を得るよう講究すべきであらう。

尤も米国の一部、殊に軍人社会には日本に軍事基地を設定することが必要だと考えている者のあることは否定出来ない。然し政界その他の方面では必ずしもそうでないようだ。国務省の如きも少くとも最近までは軍部とは多少異つた見方をしていたのではなからうか。軍事基地を日本に設定することは軍事だけの見地からすれば一番望ましいことかも知れないが、いろいろな政治情勢と合せ考えれば沖縄等に基地を持つ限りそうまでもなくとも我慢が出来るということではなからうか。

四、全面講和果して望みなきか

全面講和か單獨講和かの問題について、私は全面講和不可能なれば單獨講和も已むをえないと考えるものであるが、一部の論者のいうように米、ソの立場に相容れないものがあるからとて全面講和は全然望みがないとあきらめていいと思わない。

対日講和について目下米、ソが対立しておるのは安保委員会で講和の立案をするか、或は極東委員会を構成している諸国の会議でやるかという、いわば形式、手続の問題で行惱んで実質問題の討議に入ることが出来ないでおるためであるが、これはソ連としては実質問題に自己の好まない問題があるため多数決によつて自己の意思に反し押しきられることを避けようとの魂膽に出ておるのであることはいふ迄もない。即ち米国側から見れば講和と同時に撤兵すればソ連は宣傳と地下工作とで日本に革命を起し、或は口実を設けて日本を侵略するであろうとの疑惑があり、これに対しソ連側では米国の駐兵或は軍地^(マツ)基地設定によつて、その希望する日本の赤化若くは革命の目的は達せられざるのみか、日本は結局米国の衛星国化するであらうことを恐れている。そこで米、ソともその眞意を表面に出さず、米国はソ連に拒否権を行使せしめず多数決によつて自己の欲する講和に持つて行こうとし、ソ連は拒否権の行使出来る方式によつて米国側の意圖を封殺しようとしている。従つてかかる情況においては何時まで経つたところで講和の方式に引掛つて実質の検討

というところまで行きえないのである。しかしこれを以て全面講和は不可能なりと断定してしまうことは早計のようである。このデットロツクを打開し、全面講和の実現をはかるためには講和の方式問題を離れ、單刀直入講和の内容、実質について妥協の可能性ありや否やを米、ソの間で非公式に検討して見ることである。若し内容について妥協の出来る可能性が見出さるるならば講和方式の問題は第二義的となり、講和問題に一轉機を来すこととなるに違いない。

米国の撤兵は今日甚だ困難であり軍事基地設定の問題も出ておるような情勢にあるが、米国の駐兵は駐兵のための駐兵でもなければ、軍事基地の設定は基地設定のための設定でもない事はいうまでもない。ソ連の宣伝や地下工作による革命を阻止し、萬一ソ連側の侵略が起つた場合にはこれに対して日本を防衛し東亜に於ける平和と安全に資せんとするものであるから、ソ連の宣伝若くは地下工作を防止しその侵略に対抗する方法さえ見出しうれば、必ずしも駐兵したり或は基地を設定したりする必要はあるまい。

私は(イ)ソ連の宣傳若くは地下工作を防止し、(ロ)その侵略に対抗する方法を見出しうるならばといつた。これは中々六ヶしい問題ではあるが要するに、(イ)については日本国民のソ連並に共産党に対する認識を深めると共に警察力を強化することである。警察力の強化は極めて必要であり、現在のよ
うな警察力では進駐軍撤退後の治安維持に任ずることは不可能である。警察力の強化を云々するとすぐに軍国主義を復活するものだとか、日本再武裝に導くものだとして排斥される虞はあるが、かかる一部国家の迷蒙又はいい掛りは極力打破して行くより外はないであらう。(ロ)については日本を永世中立国として米国が出来うればソ連と共にその保障国となることである。三月十七日のニツポン・タイムス所載カリツシヤーUP通信員は在京連合国側の或る者が

ソ連は米国が日本に基地を設けないとの條件で、日本の安全を国際連合の保障に委せるという講和案を出しておると見てよい。従つて米国としては旧連合国内の反対があつても再武裝以外の方法で東洋における日本のリー

ダーシツブを回復するようにせねばならぬ。ソ連は撤兵後の日本はソ連のものだと思い、日本は撤兵さえあれば中立でやつて行けると思っている。

これに対して米国の打つ手は何であらう？

と述べたと報じている。これは面白い観察である。

只右報道中に現われておる日本の安全保障を国際連合に托するという事は私見によるとソ連には都合がよからうが、日、米側から見れば極めて不適当だ。その理由は国連が保障に乗り出す場合には安保理事会の全会一致の決議を必要とする現状においては、例えばソ連の侵略行為に対しては何等の制裁手段も取りえないからである。

これを要するに私は全面講和は米国が日本を永世中立化してもよいと決心するにおいては必ずしも出来ない相談ではないと思う。

殊にマ元師^(帥)は五月七日シドニー・デーリー・ミラー紙のバットローズ記者との会見において

連合国は日本が中立を継続することを欲し、如何なる国も日本を連合国の敵として利用することを欲しないと述べ、又ソ連とアングロサクソン諸国との間に不信の念が現存することをなげいているが、もし民主々義諸国が日本の中立をもとめていることをソ連に納得させればソ連を講和会議に出席させるチャンスはあるかも知れない。

と述べたとのことであるが、果して事実とすればわれわれは一層日本の永世中立問題について自信を得たような気がする。

五、單獨講和と永世中立

勿論以上のようにしても全面講和は出来ないかも知れない。そういう場合には單獨講和は已むをえなからうが、その場合の安全保障は日、米何れの立場から考えてもやはり日本を永世中立化することであらねばならぬと思う。尤も「永世中立を保障する條約国の中には米、英、ソ、華の四大国が加わつておることを必要とし、この要求を充さないような仕方では日本に関する永世中立制度が樹立されたとしても、眞に永世中立制度の名に値しないのであるから日本の永世中立は全面講和と不可分である。」と主張する論者もあるが單

獨講和の場合においても、一種の永世中立の構想を立て得ること下に述ぶる如くであるから、全面講和が出来ない場合にはそれで行くべきであると思う。永世中立の体制を作るための約束は利害關係国が國際會議を開き條約の形でこれを結ぶのが普通であり、又保障は出来るだけ多い方がいいのであるが、國際關係殊に米ソ關係の現状からこういうことが出来ない場合があつたら、必ずしも國際條約の形によらなくても又保障国の数は少くとも已むをえないだろう。

全面講和の見込がなく、従つて單獨講和でも已むをえず結ばなければならないといった場合には、國際會議の開催も國際條約の締結も出来ないだろうから、日本は永世中立の宣言を發し（この場合豫め米国の諒解をえておくことは必要だろう）關係国の承認を求むることが一つの方法であると思う。

宣言の内容は、例えば

(イ)憲法によつて永久に武備を撤し戰爭を拋棄しておる日本は、民主々義的平和國家の建設により將來永久に戰爭の慘禍を免れんことを期すると同時に世界の平和に貢獻せんことを念願し、茲に國際政治上嚴正中立の態度を執るべきことを宣言する。

(ロ)關係国は日本のこの立場を承認し、その獨立と領土と中立とを尊重して犯すなからんことを希望する

萬一日本の獨立若くは領土若くは中立が他國の侵犯を受け、又は受けんとしたときは關係国は遲滞なく各個に、又は共同して日本の安全を保障するため有効にして適切なる措置を執られんことを要望する。

というような内容を盛ればよからうかと思う。

この場合關係国殊に英、米、ソ、華の各國が日本の宣言を應諾承認すれば、國際條約によるものに準じた永世中立態制が出来るわけである。若し英、米は應諾したがソ連及び中國が應諾しなかつたとしたら英米のみによつて承認保障された永世中立國が出来るということになる。

不完全永世中立といへばいえないこともないが(イ)日本はソ連及び中國の態度如何に拘らず嚴正中立の義務を一般的に負うのであり(ロ)若し日本の中立

が侵犯されるようなことがあれば英、米が来つて侵犯を阻止し日本を防禦することになるのであるから、永世中立たる根本の性質において何等変りはないのである。

歐洲大戰の時、永世中立国ベルギーが獨逸軍の蹂躪するところとなつた事實はいたく世人を刺戟して、漫然と永世中立国は不安心だとの感を抱かせて居るが、永世中立国の保障は弱く、同盟による保障は強いといへないことは、第二次大戰の時のベルギーが英國のような有力な同盟国をもつていたに拘らず獨逸に蹂躪されてしまつたことでも明かだ。

ここにわれわれの見逃してはならぬことは、一九一四年永世中立国ベルギーの保障国であつた英國と、今次日本が永世中立国となつた場合保障国となるべき米国との間に存する重大な相違である。即ち英國は当時平和国家として軍備は海軍を除き非常に手薄であつたし、軍事工業も殆んどいうに足るものはなかつたから、獨逸軍はベルギーに侵入してから初めて募兵をして訓練を初め、平和産業を軍事産業に轉換して戦争体制を整えたのである。こういう状況だから獨逸軍がベルギーになだれ込んで来るとき有効適切にこれを阻止することが出来ず、何年かの間はベルギーを獨逸軍の占領下に放置せざるをえなかつたのである。

然し今日の米国はどうかというと布哇、グアム、ミッドウェー、比島の如きは勿論、日本の旧委任統治領の重なるものも基地化され、沖縄の如きに至つては一日少くも一万の航空機を送り出さうと強化されておる。加え四十八年六月徴兵令は復活され、又、平和産業工場は軍事工場に切換えられて凡てが戦時体制となつておる。この体制はソ連との関係が調整され、平和の見透しがつくまでは続けらるであらう。しかも戦時体制をとつてゐるこの米国は今や太平洋を隔てた彼岸にあるのではなくて太平洋のこなた日本の戸口まで来ているのである。若しソ連が中立日本を侵犯するようなことがあれば直ちにこれを撃退しうるの姿勢にあるのであつて、第一次、第二次歐洲大戰勃発当時の英國とは非常な差がある。しかしてこの事自体ソ連の侵略的意思を抑制するに役立つのであつて、永世中立の妙味もここに存するのである。

私は日本の永世中立ということは米国の保障さえあれば決して實際とかけ離れた理想論でも、空論でも無く、この複雑微妙^(微妙)の國際關係に處して日本の獨立と領土とを保全する唯一の安全保障であると信ずる。

われわれにして若し米国にたいしてわれわれの構想と希望を卒直に述べて参考に供したならば米国の良識はこれを採用するに吝でないと信ずる。

〔一九五〇、五、十五〕

〔補足〕

- (一) 日本が永世中立国となつた場合、反共政策をとることは中立義務に違反することになるだろうとの説があるが日本が西欧民主主義を基調とする以上、ファシズムやコムニニズムの如き全体主義、暴力主義を排斥することは中立義務に違反するものでない。
- (二) 日本が永世中立国たる場合には、自力を以て国内秩序を維持することが絶対に必要であり、これがためには警察力の強化は当然なされねばならぬところである。従つて講和が出来、日本が永世中立国となつたとしても、警察力が強化されるまで進駐軍が駐屯を継続することは何等差支ないことである。(マルタが永世中立国となつた際「一八〇二年」等の例あり)
- (三) われわれが永世中立を希望することは決して米国をソ連と同一に考えておるからではない。ソ連が信ずべからざる国であり、たとえ中立を尊重するといつたからといって、これを信ずることは絶対に出来ない。そればかりではない。ソ連の暴力主義、全体主義は平和日本、民主主義日本と両立しないものであるから、日本としては米国の同情と支援によつて行かなければならないことは疑ひない。只ソ連を假裝敵国^(假力)として、米国に軍事基地の保有を許すようなかたちを取ることを、出来るだけ避けることが日本のためにも、世界平和のためにも賢明であると信ずるのである。
- (四) 最後に東亜にたいするソ連勢力および共産主義の進出を防止する上から必要なことは、日本を考えると同時に大陸の一角に在る韓国の地位を

再検討してみることである。いう迄もなく韓国は日本とはいろいろな点で事情がちがつておる。例へば日本のように非武装国でもなければ戦争を抛棄しておる国でもない。又大陸の一角に在つて日本のような島国でもない。連合国が韓国と密接な関係をつくる事が出来ればそれはアジア大陸に橋頭堡^{ブリッジヘッド}を持つことであり、ソ連の進出にたいしても、共産主義の侵透にたいしても強力な防禦壁となるであらう。〔一九五〇、六、十九〕

(欄外記入) 有田八郎元外務大臣の手になるもの 西村追記

99 昭和 25 年 7 月 10 日

戦争状態終了宣言に関する総理への説明

極秘

戦争状態終了宣言に関する総理の御質問にたいする説明

一九五〇年七月十日

條約局長 稿

一、戦争状態終了宣言の法律上の効果はどうか

この宣言は、ふだんなら平和條約で実現される(イ)交戦国間の戦争状態の終止すなわち平和関係の回復と(ロ)講和條件の確定のふたつのうち講和條件の確定を将来に留保して、まず平和関係の回復を実現しようとするものである。で、講和條約が関係国間に意見一致がなくてように出来そうもない場合とか大多数の国は平和條約を結んだけれどもそれに参加できなかった国が自らも別に平和條約を結ぶ前にとり急ぎ敵国との関係を平常化する必要があるときに、この措置はとられる。その法的効果は、戦争状態を終了させ平和関係を克復させるにある。大体次のような効果を生ずる。

一 敗戦国人は戦勝国の国内法上敵国人扱をされなくなる。

二 外交関係は回復される。

三 領事関係は回復される。

この三つの効果は必ずあると考えてよい。

最も問題となるのは、日本や独乙のように連合国の占領と管理の下にある場合、戦争終了宣言が、占領と管理との面に対して、如何なる法的効果を生ずるかの点である。これに対する解答は、法的効果はかくあるべきものだというような国際法上の原則はないのであつて、いつに戦勝国がどういう効果を與えようとするか、換言すれば宣言国の意思によつて決定されるものである。ただ、戦勝国の意思をそんたくしていうならば、恐らく占領に対しては効果を及ぼさぬことにし(現在の占領は留保される)、管理に対しては、今日の全面管理の立前を逆にして明白に留保した事項のみを管理し原則は敗戦国の自主権回復となる(今日の西独に対する英米仏三国の管理の方式がこれである)。この程度の効果をもたすことは、考慮して呉れるであらう。

この点で、更に、われわれの考えなければならぬことは、この占領と管理とが單一国家(たとえばアメリカ)によつて行われているのではなく、連合国によつて行われているから終了宣言の措置をとるかどうか、又、占領と管理との面にどういう効果を認めるかということについて連合国間の話合とそれから意見一致がなければならない。これは、平和條約を作るための連合国間の話合同程度の、又、同性質の困難が伴うであらうということである。

二、米国は法制上終了宣言を發出しうや

可能である。米国では宣戦の権は कांग्रेसにある。(平和條約は、大統領が上院の承認を得て締結する。)宣戦の効果を終了することは、宣戦の権利をもっているもので、できるという考えから、米国では上下両院が宣戦の合同決議を撤廃して戦争状態を終了させる旨を宣言して大統領がこれを裁可することによつて、この種の措置をとつた実例がある。

三、今次朝鮮事件と関連して終了宣言の發出の可能性はあるか。

朝鮮事件のためアメリカの極東政策がはつきりしてきた。極東においてソ連にたいしてこれ以上の進出は断じて許さない、ソ連がその手先をつかつて現在の線以上に武力進出をすれば米国は国連憲章の上に立つて国連の名の下に武力でこれを阻止するということが明白にされた。このことは、今日まで対日平和條約の早期実現の故障となつていたふたつの点——（イ）米国でソ連を除外した多数講和の決意がつきかねていた、（ロ）日本の安全保障の方式をどうするか決意がつきかねていた——に明白な解答を與えたものであつて、対日平和條約促進の故障が取り除かれたことを意味する。従つて早期講和の可能性は増加したと考えることもできる。

しかし、朝鮮における軍事行動は短期間内に目標を達成しそうな形勢でなく、長期化し深刻化する傾向にあり、それに台湾、インドシナなど他の極東地域における軍事情勢も不穩である。かような情勢であるから、当面極東問題については軍事面からの考慮が大きな比重をもつて作用するのは必然である。

いまひとつ、現在のように極東の情勢が東西間に緊張しておる限り、対日平和會議を招集するようなふんいきにはなれない。現在の政治、軍事上の局面にたいして一応の解決が與えられるまで、平和條約を作成しようという動きは足ぶみをし勝ちになる。自然対日問題について戦争終了宣言が、（イ）平和條約より簡単に關係連合国間の話合がまとまる（ロ）現在の占領をそのまま留保することができ、そうすれば、アメリカの極東における軍事行動には一番好都合である（ハ）平和關係の回復と管理の廃止によつて早期講和への日本人の熱望にある程度満足を與えることができるという事由から、採用される可能性が増加したと判断せざるを得ない。

戦争終了宣言は西独については、昨年秋から正式に英米仏三国政府でとりあげられている。その実現がのびのびになつているのは、終了宣言をした後の三国占領軍の地位をどうするか点について技術的に極めて

困難な問題があるためであると報道されている。

日本について戦争終了宣言は、正式にとりあげられたことはない。本年一月十二日國務長官の演説に日本について「平和條約又はその他の方法で」という文句があつたので、「その他の方法」とは終了宣言が考えられているのだということがいわれたことがある。六月訪日のダレス顧問の言葉にも「平和條約又はその他の方法」ということがあつた。従来から終了宣言は、アメリカ当局の考慮の外にあつたものとはいえない。

四、戦争状態終了宣言の先例

先例は三つある。

イ、一九二一年七月二日のアメリカの対独戦争状態終了宣言

ロ、一九一九年九月十五日の中国の対独戦争状態終了宣言

ハ、一九四六年六月のイギリスの対オーストリア戦争状態終了通告

五、講和條約と終了宣言の効果の差異とその得失はどうか

まず講和條約と終了宣言の効果の差異を明かにすれば、

講和條約は、交戦国の間に戦争状態を終了させ平和關係を回復させる（この趣旨は平和條約の前文のうちに明記される）と同時に講和の條件を定める（これが平和條約の本文をなす）。交戦国間の問題が最終的に解決される。

それにたいして、終了宣言は、戦争状態を終了させて平和關係を回復させるだけの効果をもつもので、講和の條件を定めることは将来に留保される。例えていえば、平和條約の前文だけ協定して、本文を作成することを将来におあずけにしたものと考えればよい。従つて、終了宣言は平和問題の前提を解決するだけで、本体にたいしてなんの解決も與えない。領土、賠償、産業水準、政治軍事經濟における主權の制限、安全保障などすべて、将来の平和條約の問題として留保して、一応平常關係にもどすのである。同時に、終了宣言から平和條約締結までの間の占領と管理について新たに準則が作成される。そうして、この新しい準則の上に戦勝戦敗国の關係は依然として存続してゆくこととなる。

終了宣言は、戦敗国と戦勝国との関係を平和関係にひきもどすけれども、戦勝国の手で戦敗国がどういう国家になされるかの面はすべて未決定の状態におかれる。今日のオーストリアがよい実例である。

次に、講和条約と終了宣言の得失について述べれば、

前に明かにした両者の効果からみて、講和条約が得であるということは、議論の余地はない。ただ講和条約が得であることは明白であるが、現実問題として条約を要望してもその実現が甚だ困難視されるから實際上困難の度の少い終了宣言を要望するのが得策ではあるまいかという考慮から、両者の得失論をたたかわす余地はある。これは、しかし、政策的な問題であつて、条約局長から意見を申し上げる筋合でないように考えられる。(敢て私見を附記することを許されるならば、第一問にたいする説明のうちに明かにしたように対日平和問題について従来あつたふたつの故障 ((イ)ソ連を除外すべきか(ロ)日本の安全保障をどうするか)が、今度の朝鮮事件ですつかり解消し早期講和の途は拓けたと考えられる今日、われわれは早期講和の一本槍で行かねばならない。日本の要望にたいして、アメリカの方で、朝鮮事件、極東又は世界全般の情勢から平和会議招集の期でないとして、終了宣言の方式を採用してくることが考えられる。その場合日本は欣然これを受諾すればいいのであつて、今日からアメリカとして採り易い終了宣言をわれわれの方から提唱すべきではないとの考えに傾くものである。)

100 昭和 25 年 8 月 29 日

双務的単独講和方式に関する考察

極秘

双務的単独講和方式に関する考察

二五、八、二九 條條

一、序

八月二十三日ロンドンAPギャプション記者は、ロンドンの英連邦官邸筋の言明として、「米国は対日講和会議を招集する考を放棄し、その代り、意見を同じくする諸国だけで日本との双務的な単独講和を締結するよう提案することを考えている模様である」と伝えた。このほか同記者によれば、米国の消息通は、「この考はいまさら新しいものではなく、米政府は今でもなおこの考を捨てていないように思われる」と言っている趣である。日本に対して双務的単独講和方式が採用される可能性も絶無ではないと思われる。

二、双務的単独講和方式の二種

今次の戦争の終了に当つて、双務的単独講和方式が採用されるとすればそれには二つの場合が考えられる。その一つは、形式上の双務的単独講和方式であり、他の一つは、実質上の双務的単独講和方式である。

1、形式上の双務的単独講和方式

ここに形式上の双務的単独講和方式というのは、連合国と日本との戦争を双務的単独講和方式により終了させるということについて、連合国の間で事前の合意を行い、且つ対日平和条件についても詳細な事前の了解を行つた後、各国がこの合意ないし了解に従つて、形式上個別的に日本との講和条約を結ぶ方式をさす。

この最も極端な場合としては、連合各国が、日本と個別的にあらかじめ合意された同一の内容の条約を締結する場合が考えられる。各国の条約締結の時期についてはそれぞれの国の事情により適当に考慮される場

合が多いであろうが、あらかじめ決定されることも考えられる。

一般的な場合としては、連合各国間にあらかじめ合意された全般的な対日講和条件のわく内で、各国が個別的に、自国に関係のある特定条項を日本と商議して平和条約を結ぶ場合がある。この場合には各平和条約が大体において内容を同じくし、ただ特定の条項についてのみ相異なることとなる。もつともこの相異は、これらの条約を集合することによって日本に対する予定された統一的平和体系を形成する限度に止まるものであろう。

2、実質上の双務的単独講和方式

連合各国が対日講和条件についての事前の合意を行うことなく個別的に日本と平和条約を結んで戦争を終結せしめる場合を実質上の双務的単独講和方式と名付ける。このうちには、連合各国間で、この方式により対日戦を終了せしめるという事前の合意がある場合といかなる合意をも欠く場合とが考えられる。

いずれの場合にも締結されるべき平和条約の内容は相手国により相当異なるものとなるであろう。各条約の内容が実質的に矛盾又は抵触することさえ考えられる。

三、現実における可能性

日本との平和条約をめぐる国際情勢としては、根本的な点に関する多数国間の意見の一致とこれに対する少数国の頑強な反対があり、且つ、右の多数国間内部には根本的でない点に関する意見の対立が存在していると言える。現状において日本との平和に双務的単独講和方式を採用せんとする提唱があるとすれば、それはいかなる目的をもつものであろうか、またいかなる形のもので予想されているのであろうか。

これには二つの見方が可能である。その一つは、前述の多数国と少数国との意見の対立によつて遲滞している対日講和問題を打開しようとする目的を有する場合である。現在対日平和条約の締結が不可能な直接の原因は、講和会議における手続問題についての意見が対立していること

にある。講和会議を開催して対日平和条件を討議する限り、手続問題以外においてもこの種の対立は避けられないと思われる。多数国と少数国の鋭い対立を対日平和問題で表面化させることを回避して、正式の対日講和を締結するためには、双務的単独講和方式は、好都合であろう。

またこれがこの方式の論ぜられる最大の理由であろう。さらにこの方式が前述の目的をもつものであるとすれば、そのためには形式上の双務的単独講和で充分であるから、具体化する可能性が多いのはこの種の方式であろうと考えられるのである。

実際においては、多数国側のみで対日講和の方式及び内容について何らかの了解をつくり、希望する国が形式上単独にこの合意の線に沿う条約を結んで行くという形になるのではあるまいか。この場合ソ連側との対立の表面化をさけるため、了解が公表されないことも考えられよう。

双務的単独講和が提唱された理由についての他の一つの見方は、多数国側の内部においても対日平和条件に関する見解が分れて一致しない結果、各国が独自の立場で対日平和を締結することにしようとする場合である。この場合は実質上の双務的単独講和となるであろう。

しかし、事実上多数国側の内部には、根本的な点についての意見の対立はないと考えられること、すなわち、会議によつて少くとも対日平和の大筋については意見の一致が見られるものと推測されていることから考えて、現在論じられている方式は、この場合を目的とするものではないと考える。

将来この種の方式が問題となるとすれば、それは多数国側相互間の対日平和に関する意見の対立が解決しえないことが明白となつた後のことであろう。しかもこの種の方式においては、種々の不便が予想されるのみならず、大国がその優越した地位を利用することが困難であろうから、米英が進んでこの方式を主張することはありえないといわなければならない。従つて実質上の双務的単独講和が実現する可能性はほとんどないであろう。

四、個別平和の法的根拠

前述のように日本に対して形式上の双務的単独講和が與えられるとして、その法的根拠はどこに求められるであろうか。

この問題は結局ソヴィエトなどの小国を除外する講和の合法性の問題に還元されるであろう。この問題は従来論議されたところであるから詳細はここに述べない。結論として、日本との講和については、一九四二年十一月の連合国宣言がソ連との関係において拘束力を持たないという一部米英側の主張は現在でも依然として條理上無理があるといえるであろう。

次に従来一個の條約であることを通例とした平和條約を、各国ごとに分割して締結することについては、関係国間に反対の合意がない限り法律上何らさしつかえないことは、言うまでもない。

五、双務的単独講和の得失

形式上の双務的単独講和が実質的に多数講和と同じ結果となることはすでに述べたとおりである。従つてその利害得失は多数講和に準じて考えられよう。ただ多数国側との平和の回復の時機がばらばらとなり、一部の国との戦争状態がなかなか終らない事態は考えられる。

実質上の双務的単独講和方式については、連合国側から言えば、その希望する講和條件を早く日本に課す国ほど有利な條約を結びうることとなるであろうから、講和を早める効果は期待しうる。その反面日本は、最後の連合国と平和條約が締ばれるまで、きわめて不安定な状態に置かれるのみならず、講和の條件は、多数講和の場合よりも苛酷となる可能性があるであろう。もつとも、この種の双務的単独講和はほとんど実現の可能性がないことは前にのべたとおりである。

六、提案があつた場合の要望事項

具体的にいかなる提案があるかによつて非常に異なるわけであるが、日本としては形式上の双務的単独講和には特に反対すべき理由にとぼしいものと思われる。ただ、なるべく多くの国との間に平和状態がすみやかに確立されることが望ましいので、一定期間の経過後は、自動的に平和関係が回

復することとする等の條件をつけることを希望すべきであろう。

実質上の双務的単独講和には、極力反対すべきである。

(欄外記入) よく出来ている。見解に賛成である。西村 50-9-7

101 昭和 25 年 9 月

対日平和条約想定大綱

極秘

昭和二十五年九月

(欄外記入)

対日平和條約想定大綱

目次

序

総説

一、前文

二、領土條項

三、政治條項

四、軍事條項

五、經濟條項

六、條約履行の保障

七、安全保障

序

- 一、本稿は、対日平和の條件として連合国側（多数側）が提出して来るものと予想されるもののうち主要なものを簡単にまとめたものである。
- 二、本稿は前稿（昭和二十五年三月）に準拠し、その後の資料を加えて一九五〇年九月現在として全面的に改訂した。項目の区分はイタリア平和條約

の例によつた。

三、本稿の内容は、機微にふれる点が多いので「極秘」としてあるが、この取扱には特に注意せられたい。

昭和二十五年九月

総 説

第二次世界大戦後今日までに締結された各平和條約では、その規定を領土、政治、戦争犯罪人、海軍、陸軍及び空軍、同盟国軍隊の撤退、戦争から生じた請求権、財産権利及び利益、一般経済関係、紛争の解決、各種の経済規定及び最終條項等の事項に分類して規定する方式がとられている（イタリア、ブルガリア、ハンガリア、ルーマニア、フィンランド各平和條約）。これらの平和條約では過去の事態を新に処理することが大きな眼目であつたのに反して、日本の場合には、事実上これらの処理が殆んど完了しているため来るべき平和條約は、戦争状態を終了させ、日本の独立を回復させることを主な目的とするものとなり、従つてその規定は簡単なものとなると思われる。将来締結されるべき対日平和條約においても規定の構成はおそらくこの方式をとるであろう。各編の区分もおおむねイタリア條約の例によるものと思われる。

一、前文

- (1) 戦争状態の終止を宣言すること及びそのために平和條約を締結することが、前文に掲げられるであろう。
- (2) 日本との戦争状態の終了を宣言する国家は、もちろん、平和條約の締結国である。これ以外の連合国は、対日平和條約に加入するという形で戦争状態を終了することになる（イタリア平和條約八十八條）。
- (3) 前文では、その外、次のことが掲げられるであろう。（イタリア平和條約前文）
 - (一) 日本がドイツ及びイタリアと同盟して侵略戦争をはじめ、その責任を分担していること。
 - (二) 日本が無條件降服し、降伏文書に署名したこと。

日本がポツダム宣言を受諾し、且つその内容を忠実に履行したことについて、何らかの規定が設けられる可能性が多い。

二、領土條項

(一) 領土の範圍

日本の領土処分を関係公文書に使用された表現を用いて、表示すると次のようになる。

- (イ) 台湾及び澎湖島を中国に返還する。
- (ロ) 南樺太をソ連へ返還し、千島列島をソ連へ引渡す。
- (ハ) 朝鮮を独立させる。
- (ニ) 南洋委任統治地域を放棄する。
- (ホ) 関東州租借地を中国に返還する。

一九五〇、九、十五日の米國務省の声明によれば台湾については、対イ平和條約における伊太利植民地の処理の場合のような方式が考えられているようであり、また、一九五〇、九、二四日のAP電によれば、國務省のスポークスマンの言として、沖縄、小笠原諸島及び硫黄島の信託統治が伝えられている。何れにせよ多数講和の場合には以上の地域について日本はすべての権原を放棄することを約し、連合国がこれらの地域についてすでにとり、又は、今後とるべき措置を承認するといったような規定になると考えられる。

(二) 国 籍

領土の割譲がある場合には、その住民は当然に新領有国の国籍を取得する。しかし、人権尊重の原則から一定期間内に原国籍を選択することを認め、原国籍を選択した者には所定の期間に退去させる（退去を義務とするものと任意とするものがある）慣行がある。日本の場合には、終戦後わが在外邦人はすべて新境界の内に移されたから、信託統治とせられる地域を除いては国籍の問題は起らない。但し、今なお少数の邦人が割譲地域に留用などの名目で残留しているので、これらの者について退去の自由と促進とを考慮してもらう必要がある。

在日朝鮮人は、朝鮮の独立回復にともない第三国に在留する朝鮮人とともに、当然朝鮮の国籍を回復するものとされよう（アルザス・ローレン型）。

在日台湾人については、台湾の帰属の決定とともに同様の取扱をうけよう。

ただ沖縄、小笠原諸島及び硫黄島が信託統治とされる場合（一九五〇、九、二四、華府発ＡＰ）には、これら地域の在住者及びこれら地域外にあるこれら地域出身者のステータスについて問題がある。

（三）経済事項

領域の割譲にともなつて、経済上の相続問題がある。財産の相続と負債の相続とにわけて考えられる。

財産の相続については、割譲地にある国有及び公有の財産は無償で相続される。その他の私有財産は、賠償の名義で処分されよう。この最後の点は、割譲地域に関するイタリア平和条約第十四附属書（割譲地域に関する経済的及び財政的規定）が割譲地域における私有財産の尊重を原則としているのと全くちがうところである。処分された私有財産の所有者にたいしては、日本政府が補償する義務を課される。

負債の相続については、

- （イ）国又は公共団体の負債については、通貨、保険、郵便貯金、年金、地方的公債などに関する日本側の負債が領土継承国の負担となり（従つて日本側にある準備金などは同時に移転する。）、一般的公債、恩給などは引き続き日本の負担となる（イタリア平和条約第十四附属書の原則）ことになるのが普通であるが、こうなると断定しがたい。
- （ロ）私人の負債については、私有財産の処分のうちにふくまれて、債権債務が相殺され、残る積極的財産が、賠償の名義で処分されることになる、と考えられるので、問題は起るまい。

三、政治条項

（一）政治上の制限

イタリア平和条約第十五條に相当する規定が、換言すれば、日本の新憲法の基本原則を繰返えした規定がおかれよう。これによつて、日本は、占領管理中に行つた改革を、憲法の改正その他の方法によつて、改める自由を拘束されると同時に将来における国家活動の基準とさせられるであろう。

イタリア平和条約第十五條

「イタリア国は、イタリア国の管轄権の下にあるすべての者に対し、人種、性、言語又は宗教に関する差別なしに、人権並びに思想表現の自由、出版及び公表の自由、宗教的礼拜の自由、政治的意見の自由及び公然の集会の自由をふくむ基本的自由の享有を確保するため、必要な一切の措置をとらなければならない。」

日本は、対イ平和条約第十五條にいう民主化のために必要な一切の措置はとつてしまつてゐるから、条約ですでにとられた政治、教育、社会、経済等の日本の民主化に関する根本的な措置の効果を確保する趣旨の一般的な規定は、必ず置かれるであろう。

なかんずく、日本の民主化を目的とする制限として、（一）軍事的諸団体の復活の禁止（二）戦争犯罪人及び追放者に対する措置の維持（三）労働条件及び社会保険制度の国際水準維持、並びに労働者の団結権の保障、労働組合の発展の援助、（四）財閥の解体、過度の経済力集中排除及び独占禁止等の確保（一九四九、一二、一 国務省言明）（五）農地改革制度の維持等を目的とした規定が、置かれる可能性がある。

（二）朝鮮の独立の承認

朝鮮の主権及び独立尊重の規定が設けられることは、間違いない。これに伴う政治、経済、財政上の規定は、原則的なものは、條約にはいり、他は、附属書の形となるものと考えられる。なお韓国は、対日平和条約の原署名国となることを主張するかも知れないが、これは実現しないであろう。

（三）中国における特殊權益の放棄

杭州、蘇州、漢口、沙市、天津、福州、廈門及び重慶における專管租界、上海及び廈門にある共同租界、関東租借地に関する特殊權益を放棄させられる。

(四) 條約の処理

國際條約については、原則として効力に関する規定は設けられないで、当然に復活する。但し特定のものについては連合国側の改廃を承認させられる。國際連盟等の清算に関する條約がこれである。また政治的な意味をもつ多数国間條約については、日本がそれらの條約上の權利を放棄するという規定が置かれる。すなわち、団比事件解決諸協定（一九〇一、九、七）、委任統治地域（日本が受諾国でないもの。）に対する權利、一九一九年九月十日のコンゴ盆地條約、一九三六年七月二十日のモントルー海峡條約及び一九二〇年二月九日のスピッツベルゲンに関する條約から生ずる權利は、すべて放棄することになるう。

連合国との二国間條約は、原則として廃棄されたものと認められる。但し連合国は六カ月以内に、その希望する條約を通告することによって、その効力を復活させることができる。（以上イタリア平和條約二十四、二十六、三十九―四十四條）

四、軍事條項

ポツダム宣言第十一項、対日基本政策、日本非武裝化條約案、カンベラ會議決議及び一九四九年六月十日米国政府声明などによつて明かなように、陸海空軍の再建禁止、警察力の制限、並びに軍需品の生産輸入、軍事教育研究及び外国における軍事關係行為の制限禁止などが規定されると考えられていた。

しかし、今回米国では、日本の再軍備禁止の條項をもうけないといつてゐる。（一九五〇、九、十五、米国政府ブレティン）これは米国の基本的主張の一つで強硬に主張するであろうから、平和條約でも再軍備を禁止する積極的規定ははいらない可能性が大きい。

日本人捕虜及び抑留者については、できるだけすみやかに送還する旨の規定が置かれよう。（イタリア條約第七十一條）。ソ連は日本人捕虜及び抑留者の送還は終了したといつてゐる。

送還費用は、わが国の負担となろう（イタリア條約第七十一條。一九四六、一二、一九在ソ邦人引揚に関する米ソ協定）。

捕虜の給養費は、賠償とは別途に請求される可能性がある（カンベラ會議決議、中伊協定）。

イタリア條約では、連合国は給養費の請求を規定していない。米国は、イタリア国捕虜の送還の際に生じた給養費を含むすべての費用を放棄することを約束した（一九四七、八、一四、ある戦時請求権等の解決に関する米伊間了解覚書）

五、經濟條項

(一) 經濟上の制限

經濟上の制限としては、潜在的軍事能力を奪うための産業制限は課されないであろう。米国は經濟上のなんらの制限も設けることを考えていないといわれている。（九月二十一日ニューヨークタイムス、ハミルトン）しかし、濠洲、比島、ニュージーランドは、日本の經濟の發展に対してなんらかの制限を設くべきことを主張するであろうから、結局米国も個別的に、航空機、船舶及び特定の兵器製造等についてはある程度の制限を設けることに譲歩するかもしれない。

移民及び海外企業については、各国の国内事項の問題として残し、平和條約では、なんらの規定も置かれまいであろう。

(二) 賠償、返還、占領費及び日本の請求権

(イ) 賠償

ポツダム宣言は、「日本国は、その經濟を支持し、且つ公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるがごとき産業を維持することを許さるべし」と規定している。対日基本政策は、「賠償は、現存の日本国の資本設備及び施設又は現存の若しくは将来生産されることのある日本国の

貨物であつて、極東委員会の掲げた方針に基き又は委員会の付託條項に従つてこの目的のため利用されるべきものの引渡によつて、日本国から取立てられなければならない」と規定している。また一九四九年六月十日の米国政府声明は、日本がすでにその在外財産を賠償として取り立てられた旨を述べている。これらの点から考えて、賠償支拂の源泉としては(一)国内の施設(二)年次生産物(三)在外財産が考えられる。(三)については次にのべる。

賠償が支拂われると、日本は、日本領域外で起つた連合国及び連合国人の戦争に基く損害で、日本の責に帰すべきものから免責される(イタリア平和條約第八十條)。

(1) 施設による賠償

平和的経済に必要なと判定される施設は、賠償として撤去することとなり(ポ宣言、対日基本政策)、一九四九年十月までの平時の日本経済の必要としない施設の量も一応の決定を見(一九四七、八、一四、極東委員会決定)、且つその一部積出も行われた。しかし関係国間における賠償の配分が決定しないため、米国は、すべての賠償の引渡の停止と、残存軍需施設の平和目的への利用とを主張し総司令部は当時進行中であつた三割前渡計画を事実上停止するにいたつた(一九四九、五、二マッコイ声明、同六、一〇米国政府声明)。この主張に対して特にフィリピンは強く反対して賠償取立を断念していない(一九五〇、二、一八マニラUP電一九五〇、九、一九キリノ大統領談話)。しかし、既撤去施設以外の施設は、原則として撤去を免れる可能性が多い(一九四九、一一、二四西独政府と米英仏三国間の協定参照)。

(2) 年次生産物による賠償

イタリア條約でも、対日基本政策でも規定された。しかし先のべた米国の態度から推してこの種の賠償を免れる可能性がある。英国も同様の考であると伝えられている。(一九五〇、五、二〇ロ

ンドンUP)

(ロ) 在日連合国財産とりやく奪物件の返還

賠償によつて免責されないものとしては(一)日本における連合国財産の返還及び(二)りやく奪物件の返還がある。そのいずれについても、終戦後占領軍による処理が進んでいるので、平和條約では、従来行われた返還の確認と将来の打切が規定される可能性が強い。

(ハ) 占領費の負担

占領費の費用は、日本国内において要すると占領軍の本国において要するとを問わず、原則としてすべて日本政府が負担する建前がとられよう。日本から分離すべき地域における占領費が日本の負担とされる可能性もある(以上対日基本政策第四部経済関係、イタリア條約第七十六條第四項、ライン地域軍事占領に関する條約第六條、ヴェルサイユ條約第二四九條、カンペラ會議決議、阿波丸協定附属了解事項)。

但し、日本円で支拂つたものを除いて賠償によつて免責される項目に含ませられる可能性がある(一九四六年パリ賠償協定)。また平和條約後に、個別協定で実質上棒引ないしは差引かれる可能性もある(一九四七年八月米伊協定)。

(ニ) 日本による請求権の放棄

- (1) 日本は、戦争に起因するすべての対連合国請求権を放棄する。請求権は支那事変開始期以降とされる。場合によつては満洲事変までさかのぼるかも知れない(イタリア條約第七十六條第一項は一九三九年九月一日にさかのぼらせている)。
- (2) 右による私人の損害のうち特定のものについては日本政府が衡平な補償をする義務を課される(イタリア條約第七十六條第二項)。
- (3) 日本と外交関係を断絶した連合国に対する請求権も放棄する(イタリア條約第七十六條第三項)。
- (4) ドイツ、イタリアに対する請求権をも放棄する(イタリア條約第七十七條第四項)。

(三)財産、権利及び利益

(イ)日本が外国にもついていた財産

連合国は、自国の領域内にあり且つ日本国又は日本国民に属しているすべての財産、権利及び利益を差し押え、留置し清算する措置をとっており、この財産又は売得金は、その国が日本に対して有する請求権の範囲内で自由に処分しうることとなろう。請求権の範囲をこえる額の財産は返還される。

実際問題として、自国の軍隊を使つて日本と交戦した諸国においてはこの請求権が多額となるので、返還される財産は、ほとんどないであろう。もつともイタリアの場合には米伊間の協定によつて、米国にあつたイタリアの財産の一部は返還されたもののようである（戦時請求権の解決に関する米伊了解）。それ以外の交戦国では、多少返還される財産があるかも知れない。

中立国にある日本の財産も連合国又は中立国の債権の弁済に充当される可能性がある。（在スイス独資産の処分に関する米英仏及びスイス間協定）。

外交上、領事上の用途にあてられていた国有財産、戦時中戦後を通じて当該国に居住を許された自然人の財産等は返還される可能性がある。（イタリア平和条約第七十九條）。

(ロ)金銭債務及び契約

戦前の金銭債務は戦争によつて影響をうけない。従つて外債等も償還を要する（以上イタリア平和条約第八十一條。米伊協定）。但し日本の外債のうちには割譲地域にある資産を担保物件としたものを政府が肩替りして担保を解除したものがあり（東拓債及び台湾電力債）、これらは将来関係国間で解決されるべき問題である。

(四)経過期間に関する規定

平和条約が実施されても、通商条約が締結されて、正常な国際経済関係が開始されるまでには時間がかかるので、それまで相互にいかなる待

遇を與えるかを規定する。

イタリア平和条約第八十二條は相互主義の下に次の待遇を與えることを規定している。

- (1) 輸出入に関する関税、課金その他の事項につき無条件最惠国待遇及び無差別待遇
- (2) 日本国内における連合国人の商工業その他の経済活動につき内国民及び最惠国待遇

但し、いずれも戦前イタリアが締結していた通商條約に通例含まれていた例外に従う。

六、條約履行の保障

日本が平和條約を履行することを保障するため、従来、極東委員会構成国による特別の委員会を設置する案、（一九四七、六、二六マ元帥声明、一九四七、九、二、カンベラ會議決議）、國際連合による監視案（マ元帥）、米、英、中、ソ四国による監視案（一九四七、五、二二、王外交部長談）などのいろいろな案が論議されたが、平和條約が政治的、軍事的及び経済的に詳細な制限的規定を殆んど含まないものとなれば、特に條約履行のための監視機構の設置の必要はない。従つて、監視機構に関する規定が置かれる可能性は少くなろう。

米国としては、この種の監視機関を置かないことを希望するであろうし、英連邦諸国も一九五〇年五月の運営委員会では、監視機関の設置を主張した国はなかつたと伝えられている。しかし、比島、濠洲、ニュージーランドはこの点についてなお不安を有するものと考えられるので、結局イタリア平和條約第八十六條程度のもの（ローマ駐在大使に監視とはゆかない軽い権限を認めている）に落つく可能性が強い。

七、安全保障

米国軍隊の日本駐屯を可能にする日米協定が締結されることになる。一九五〇、九、一五、米国政府ブレティンはこの両国間協定のみに言及し平和條約との関連を明かにしていないが、平和條約は、日本の安全保障に関し、連

合国が日本の領土保全を保障する程度の原則的規定を置いて日米間協定に根拠を與えるであろう。

(欄外記入) 條約局限りの作業。外にださず。

~~~~~

日本外交文書

サンフランシスコ平和条約  
準備対策  
不 許 複 製

Documents on  
Japanese Foreign Policy  
Treaty of Peace with Japan  
Preparatory Work

平成18年 1 月20日印刷  
平成18年 1 月31日発行

外務省編纂  
外務省発行

印刷所 有限会社 明光社  
東京都台東区浅草橋5-17-2